

2007年度リサーチペーパー（中谷 和弘 教授）

2007.12.21 脱稿

U-Tokyo GraSPP 木花 和仁

【担当】

氏 名：^き木^{はな} ^{かず}和^{ひと}仁
所 属：東京大学大学院
専門職学位課程
公共政策学教育部
公共政策学専攻
国際公共政策コース
学生証番号：51-078044

【題目】

係争海域における共同開発に関する国際法規範の諸相

——東シナ海における諸事例を中心に——

【目次】

1. はじめに

2. 海洋法における大陸棚と排他的経済水域

2. 1. 国家領域と大陸棚および排他的経済水域——領域主権と主権的権利
2. 2. 大陸棚および排他的経済水域の制度概要——国連海洋法条約を中心に
2. 3. 大陸棚および排他的経済水域の境界画定——国際判例を中心に

3. 係争海域における当事国の選択肢（1）一方的開発

3. 1. 一方的開発の意義
3. 2. 一方的開発の合法性／許容性
3. 3. 一方的開発の法的効果——「一方的要求の対抗力」

4. 係争海域における当事国の選択肢（2）共同開発

4. 1. 共同開発の意義
4. 2. 共同開発の動機
4. 3. 共同開発に関する国際法規範の諸相
 - （1）共同開発義務／一方的開発抑止義務／合意到達阻害行為抑止義務の国際法規範性
 - （2）誠実交渉義務の国際法規範性
 - （3）共同開発の法的効果——「一方的要求の対抗力」

5. 事例研究——東シナ海における諸事例を中心に

5. 1. 東シナ海における日韓共同開発——日韓大陸棚問題
 - （1）共同開発合意の背景
 - （2）共同開発協定の概要
 - （3）共同開発協定の評価
5. 2. 東シナ海における日中共同開発——日中大陸棚問題
 - （1）共同開発交渉の背景
 - （2）当事国の行為の法的評価
 - （3）共同開発の方策

6. 結びにかえて

参考文献

1. はじめに

本稿の主たる課題は、係争海域における共同開発に関する国際法規範の諸相を明らかにし、日本の関わる東シナ海における諸事例にその当てはめを試みることにある。具体的には、「共同開発義務」、「一方的開発抑止義務」、「合意到達阻害行為抑止義務」、「誠実交渉義務」などの国際法規範性の是非、また、一方的開発および共同開発の法的効果としての「一方的要求の対抗力」の有無などを国際法理論の観点から分析したうえで、そこで明らかになった国際法規範に照らして、過去の共同開発事例である日韓共同開発と将来の共同開発事例になり得る日中共同開発の2つの事例研究を行うものである。

ただし、その前提として、以下の2つの副次的課題にも取り組む必要がある。

第一に、境界画定原則の問題である。すなわち、係争海域における境界画定が可能であれば、そもそも共同開発の必要性は小さい。むしろ、係争海域における境界画定が困難であるからこそ、共同開発が志向される状況が少なくない。そこで、境界画定原則が共同開発合意の「内容」に影響を及ぼし得ることから、境界画定原則に関する国際法的な規律状況を検討する必要がある。大陸棚および排他的経済水域の制度概要も合わせて、この問題の検討を「2. 海洋法における大陸棚および排他的経済水域」で行うこととする。

第二に、一方的開発の問題である。すなわち、係争海域における境界画定が困難である場合の当事国の選択肢は、「共同開発」だけではない。当事国には、係争海域における「一方的開発」という選択肢も存在する。ここで、係争海域における当事国の一方的開発の合法性ないし許容性は国際法上どのように評価されるか。すなわち、一方的開発は国際法上禁止されており、いわゆる一方的開発抑止義務が存在するといえるか。あるいは、一方的開発は国際法上許容されており、いわゆる共同開発義務は存在しないといえるか。このように、一方的開発に対する国際法的な規律の在り方が共同開発合意の「形成」に影響を及ぼし得ることから、一方的開発に対する国際法的な規律状況を検討する必要がある。一方的開発の法的効果としての対抗力の問題も合わせて、この問題の検討を「3. 係争海域における当事国の選択肢（1）一方的開発」で行うこととする。

以上の議論を踏まえて、本稿は係争海域における共同開発に関する国際法規範の諸相を「4. 係争海域における当事国の選択肢（2）共同開発」で検討する。そのうえで、副題の通り、「日韓大陸棚問題」および「日中大陸棚問題」という日本の関わる東シナ海における諸事例を諸種の国際法規範に照らして国際法的検討を試みる一方で、東シナ海における日中共同開発の方策について、可能な限りの検討を試みる。

¹ 後述するが、「鉱床一体化 (unitization)」や「経済効率性 (economic efficiency)」を動機として、係争海域における境界を画定しつつ共同開発を行う事例も存在する。

2. 海洋法における大陸棚と排他的経済水域

2. 1. 国家領域と大陸棚および排他的経済水域——領域主権と主権的権利

国際空間は、伝統的な国際法によると、「国家領域」と「国際公域」に大別される²。「国家領域」は領土、領水³、領空を含み、「国際公域」は公海、深海底、公空、宇宙、南極を含むとされる。そして、国家は、国家領域に対して「領域主権 (territorial sovereignty) ⁴」を行使する権能を有するとされる。

ただ、現代の国際空間秩序においては、国家領域と国際公域の二元的構造では説明できない領域制度が国際法上観念されるに至っている。すなわち、海洋法における「大陸棚 (continental shelf ; plateau continental ; Festlandssockel)」および「排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone, EEZ ; Zone Économique Exclusive, ZÉE ; Ausschließliche Wirtschaftszone, AWZ)」である。国家領域のうち「領水」は内水、群島水域および領海のみを含むため、大陸棚および排他的経済水域は国家領域には含まれないとされる。他方で、「権原 (title)」を有する国家は大陸棚および排他的経済水域に対して「主権的権利 (sovereign rights) ⁵」を行使する権能を有するとされることから、これらは国際公域にも含まれないとされる⁶。

ここで、「国家領域」と「非国家領域」という論理的に排他的で重複のない二分論に基づく、大陸棚および排他的経済水域は非国家領域に含まれることになるが、その領域的特質を説明するのに必ずしも適切な分類とは思われない。そこで、「国家領域」と「国際公域」の中間的領域として大陸棚および排他的経済水域を理解し、従来の二元的構造から多元的

² 山本草二『国際法〔新版〕』, pp.266-268。また、小寺彰『パラダイム国際法——国際法の基本構成——』(pp.108-110)を参照。

³ 領水は、内水、群島水域および領海から構成される(山本草二『海洋法』, pp.44-61, 63-69; 同『国際法〔新版〕』, pp.352-379)。

⁴ 基本的に国家主権と同義であるが、国家主権行使の根拠を国家領域に求める考え方(いわゆる「領域原則(属地主義, territorial principle)」)に拠る場合、「領域主権」と呼ばれることが多いように思われる。

⁵ 国連海洋法条約は、以下で引用する55条1項(a)号や77条1項などを始めとして、複数の条項において「主権的権利 (sovereign rights)」に言及している(大沼保昭・編『国際条約集 2007年版』, p.152, p.156; 斜体および [] による挿入は本稿筆者による)。

第五十六条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。

(a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利 [sovereign rights] 並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利 [sovereign rights]

第七十七条 大陸棚に対する沿岸国の権利

1 沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利 [sovereign rights] を行使する。

⁶ 「大陸棚は、200カイリ経済水域とともに、公海制度から切り離されて、現代の海洋法秩序の『資源指向的な』特徴を反映した海域である。」といわれる(山本草二『海洋法』, p.71)。

構造として国際空間秩序を捉え直すのが適切であるように思われる⁷。

2. 2. 大陸棚および排他的経済水域の制度概要——国連海洋法条約を中心に

①大陸棚および排他的経済水域に関する海洋領域制度は、1982年4月30日に採択され、1994年11月16日に発効した「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約，United Nations Convention on the Law of the Sea，UNCLOS。以下、「国連海洋法条約」と記述する。）」によりその制度的枠組みを規律されている。特に、境界画定および暫定的取極に関する規定は、後述するように、共同開発の対象区域の設定や利益および費用の調整などに関わってくるため、共同開発の国際法的観点からの検討の前提的作業として、ここではそれを限定的に取り上げるに留める。

大陸棚制度は、国連海洋法条約の第六部（Part VI）に規定されている。境界画定および暫定的な取極に関する同条約83条1項および3項⁸は以下のように規定する⁹。

第八十三条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

排他的経済水域¹⁰は、国連海洋法条約の第五部（Part V）に規定されている。境界画定および暫定的取極に関する同条約74条1項および3項¹¹は以下のように規定する¹²。

⁷ 山本草二「国際法（新版）」，pp.268-270。

⁸ 国連海洋法条約83条1項および3項は、正文の1つたる英語（同条約320条1項）によると、以下のように規定されている。

Article 83 Delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts

1. The delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution.

3. Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and cooperation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation.

⁹ 大沼保昭・編『国際条約集 2007年版』，p.157。

¹⁰ 山本草二「200海里経済水域」、中村洸「排他的経済水域の法的性質」などを参照。

¹¹ 国連海洋法条約74条1項および3項は、正文の1つたる英語（同条約320条1項）によると、以下のように規定されている。

Article 74 Delimitation of the exclusive economic zone between States with opposite or adjacent coasts

1. The delimitation of the exclusive economic zone between States with opposite or adjacent coasts

第七十四条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定

- 1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行う。
- 3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

本稿の問題関心によると、特に「暫定的な取極」の意義が問題となる¹³。この点に関する詳述は避けるが、一般的な共同開発協定はいわゆる「ディスクレーム条項（disclaimer clause, without prejudice clause）」を含んでおり、「暫定的な取極」に含まれると考えられる。

また、これらの規定は、従来の国際裁判の判例法理の展開をもとに策定されたものであるが、いわゆる「衡平（equity）」を原則とする判例法理をそのまま体现したものではなく、「中間線（median line）」および「等距離線（equidistant line）」を原則とする立場にも配慮した折衷的な体裁を採用している。その結果として、国連海洋法条約以後の海洋境界画定に関する国際裁判および国際仲裁は、いわゆる「北海大陸棚事件」ICJ判決で示された「衡平」を原則とする典型的と思われた判例法理に固執することなく、むしろ「中間線」および「等距離線」を原則とする判断を積極的に下すに至っているように思われる。この点、見出しを改めてより詳細に敷衍することとする。

②また、大陸棚および排他的経済水域の性質の相違点は、以下の通りである。

第一に、主権的権利の発生原因において異なる。すなわち、大陸棚は国連海洋法条約上認められている制度であるが、それ以前から慣習国際法上認められた制度でもあり、沿岸国は「当然に領有宣言なくして（*ipso facto and ab initio*）」その領有を認められる（国連海洋法条約 77 条 3 項）¹⁴。他方、排他的経済水域は国連海洋法条約上創設された制度であ

shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution.

3. Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and cooperation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation.

¹² 大沼保昭・編『国際条約集 2007年版』, p.156.

¹³ 三好正弘「国連海洋法条約体制下の共同開発の再評価」(pp.89-93)を参照。

¹⁴ ICJ, *Reports*, 1969, p.22, paragraph 19, about “North Sea Continental Shelf (Federal Republic of Germany/Netherlands, Federal Republic of Germany/Denmark)”。

り、沿岸国は領有宣言なくしてその領有を認められることはない。なお、排他的経済水域も慣習国際法の一部になったとする国際判例も存在する¹⁵。

第二に、主権的権利の認められる空間的範囲において異なり得る。大陸棚に関しては、「大陸縁辺部 (continental margin)」が領海基線から 200 海里以内の場合は 200 海里までの権原が認められ、「大陸縁辺部 (continental margin)」が領海基線から 200 海里を超える場合は、「大陸棚限界委員会 (Commission on the Limits of the Continental Shelf, CLCS)」の審査を経て、200 海里を超える権原が認められ得る (国連海洋法条約 76 条)¹⁶。他方、排他的経済水域に関しては、領海基線から 200 海里までの権原を必ず認められるものの、領海基線から 200 海里を超える権原を認められることはない。

第三に、主権的権利の認められる事項的範囲において異なる。大陸棚は、海底の天然資源の探査・開発のみを対象とし、上部水域の生物資源を対象としない (国連海洋法条約 77 条 1 項および 4 項)。他方、排他的経済水域は、海底の天然資源のみならず、上部水域の生物資源を含めた資源の探査・開発・保存・管理等を対象とする (国連海洋法条約 56 条 1 項)。なお、海底の天然資源に関する権利は、国連海洋法条約の第六部の大陸棚に関する規定に基づき行使するものとされる (国連海洋法条約第 56 条 3 項)。

2. 3. 大陸棚および排他的経済水域の境界画定——国際判例を中心に¹⁷

①1958年4月29日に採択され、1964年6月10日に発効した「大陸棚に関する条約 (大陸棚条約)¹⁸」の6条¹⁹は、大陸棚の境界画定に関して、1項で「相対する関係」を、2項

¹⁵ ICJ, *Reports*, 1985, p.33, paragraph 34, about “Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya/Malta)”。

¹⁶ 兼原敦子「日本の大陸棚外側限界の設定をめぐる一考察」を参照。

¹⁷ 海洋境界画定に関する国際裁判の動向に関しては、三好正弘「大陸棚の境界」、同「大陸棚境界画定準則に関する一考察」、同「海洋の境界画定」、江藤淳一「海洋境界画定に関する国際判例の動向」などを参照。また、「ヴェール (P. Weil) は、海の境界画定の法を作ってきたのは条約でも慣習法でもなく判例である、ときわめて高い評価をこれに与えている。」とされる (三好正弘「大陸棚境界画定準則に関する一考察」, p.185)。

¹⁸ 「大陸棚に関する条約」の他、1958年の第一次国連海洋法会議で採択された「領海及び接続水域に関する条約」、「公開に関する条約」、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」を総称して、「ジュネーブ海洋法4条約」と呼ばれることがある (中谷和弘, 植木俊哉, 河野真理子, 森田章夫, 山本良『国際法』, p.169)。

¹⁹ 大陸棚条約の第六条は以下のように規定する (大沼保昭・編『国際条約集 2007年版』, p.216)。
第六条

- 1 向かい合っている海岸を有する二以上の国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、それらの国の間における大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定する。合意がない場合であって、特別の事情により他の境界線が正当と認められないときは、その境界は、いずれの点をとってもそれらの国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線とする。
- 2 隣接している二国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、その大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定する。合意がない場合であって、特別の事情により他の境界線が正当と認められないときは、その境界は、それらの国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にあるという原則を適用して決定する。
- 3 大陸棚の境界を画定するにあたり、1及び2に定める原則に従って引く線は、特定の日に存在する海

で「隣接する関係」を規定している。第一に、いずれの関係に関しても、当事国の合意により境界画定がなされるものとされる。第二に、当事国の合意が成立しない場合、相対する関係においては「中間線原則」、隣接する関係においては「等距離原則」の適用を定めている。ただし、第二の段階において、「特別の事情」が存在する場合にはこの限りではないとされている（以下、この考え方を「等距離・特別事情の原則」と総称する。）²⁰。

これに対し、1967年2月20日にICJに付託され、1969年2月20日に判決が下されたいわゆる「北海大陸棚事件」において、ICJは「等距離・特別事情の原則」の慣習国際法規範性を否定し、「衡平原則 (equitable principle)」に基づき、あらゆる「関連事情²¹」を考慮して境界を画定すべきとした（以下、この考え方を「衡平・関連事情の原則」と総称する。）²²。

これに対し、前述したように、国連海洋法条約が「衡平・関連事情の原則」をそのまま体现することなく、「等距離・特別事情の原則」にも一定の配慮を示したため、その後の国際判例において新たな動向が見られるようになってきている。すなわち、第一に「中間線」または「等距離線」を引き、第二に衡平な結果を達成するためにあらゆる「関連事情」を考慮して調整することにより境界を画定するという二段階のアプローチが広く見られるようになってきている。特に、いわゆる「バルバドス・トリニダード - トバゴ事件」の国際仲裁判決においては、この考え方は「等距離・関連事情の原則」と総称されている。この点、「等距離・特別事情の原則」と「衡平・関連事情の原則」を一本化が図られたとも評されている²³。

②また、大陸棚および排他的経済水域における境界画定の前提として、両当事国が当該海域を「自国の大陸棚および排他的経済水域である」と一方的に主張する結果としての一方的主張の重複状態が存在することとなるが、そもそもこのような「一方的要求」が国際法上許容されるかが問題となる。

図および地形に照らして定めなければならない、また、陸上の固定した恒久的に識別することができる点との関連を示すものでなければならない。

²⁰ 三好正弘「大陸棚の境界」、p.152。

²¹ 国際判例における海域の境界画定に関する「関連事情」については、三好正弘「大陸棚境界画定準則に関する一考察」を参照。

²² この点、中谷和弘は「海洋（特に大陸棚）の境界画定において注目すべき原則は、国際司法裁判所が『北海大陸棚事件』判決（1969年）以降、等距離原則を排除して依拠している『衡平原則』であるといっても過言ではない。もっとも、二国間大陸棚境界画定条約においては、等距離原則に基づく境界画定がなされるのがむしろ一般的であり、この点で国際裁判での判示と国家間合意との乖離が見られる。」と述べている（中谷和弘「国際法における『境界』の位相」、pp.74-75）。そして、中谷は、衡平原則の問題点として、二重の裁量性（①「関連事情」に関する裁判所の裁量、②「関連事情」に基づく具体的境界画定における裁判所の裁量）に起因する「判決の予測可能性の欠如」を指摘している（中谷和弘「国際法における『境界』の位相」、p.75）。

²³ 江藤淳一「海洋境界画定に関する国際判例の動向」、p.5。

まず、「一方的要求 (unilateral claim)」とは、「自国が現時点においてある権利・権原を有している、または、今後ある権利・権原を有するという意思表示である。」とされる²⁴。係争海域に関する一方的要求は、島嶼に対する領域主権の一方的主張や大陸棚および排他的経済水域に対する主権的権利の一方的主張などといった形で発現する²⁵。

また、「一方的要求は、それに対する名宛国の言動とあいまって、一定の法的効果が生み出される場合がありうるのである。」²⁶とされる。そして、一方的要求は、①違法・無効要素を明確に含む要求、②違法・無効要素であるか不明確な部分を含む要求、③違法・無効要素を含まない要求（所与の権利・権原の確認要求）に分類することができる²⁷。例えば、明らかに自国の領域ではない他国の領域を「自国の領域である」と一方的に宣言するなどすれば、①の類型に属するが、国際法上の「一応の基礎 (*prima facie basis*)」を欠き違法・無効であるため、その一方的要求が特別な法的効果をもつことはない²⁸。また、明らかに自国の領域である区域を「自国の領域である」と一方的に宣言するなどすれば、③の類型に属するが、その一方的要求はあくまで既存の領域権原の確認に過ぎず、特別な法的効果をもつことはない。

他方、例えば、両当事国の大陸棚または排他的経済水域に対する権原が重複しているような状況において、それらの海域を「自国の大陸棚ないし排他的経済水域である」と一方的に宣言するなどすれば、②の類型に属するが、その一方的要求は名宛国の言動に応じて特別な法的効果をもつ余地があり得る。このような一方的要求がもち得る法的効果に関しては、後述する「一方的開発の法的効果」たる「一方的要求の対抗力」の問題と合せて論じることとして、ここでは大陸棚および排他的経済水域に関する一方的要求が国際法上許容されるかについてのみ一言しておく。すなわち、大陸棚および排他的経済水域に関する一方的要求は、国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項により国際法上の一応の基礎を有する限りにおいて、国際法上許容されることになる²⁹。この点、例えば、中間線設定³⁰な

²⁴ 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、pp.1-2。一方的要求は、いわゆる「言葉による一方的行為」と「行動を伴う一方的行為」の分類のうち、前者の一類型とされる（中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（一～三・完）」）。

²⁵ ただし、例えば、特定の大陸棚（排他的経済水域）に対する「自国の大陸棚（排他的経済水域）である」という一方的声明は、必ずしも一方的要求に当たるわけではない（中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（一）」、p.16 注 11）。また、「一方的要求は、その少なからざる場合において国内法令に基礎をおく。」とされ、例えば、「領海幅、排他的経済水域…の一方的設定の根拠となる国内法令等がこれに該当する。」とされる（中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、p.2）。

²⁶ 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、p.4。

²⁷ 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、p.4。

²⁸ ただし、国家責任の問題が生じる余地はある（中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、p.5）。

²⁹ 「一応の根拠 (*prima facie basis*) の有無さえ問うことなく紛争の存在を認めてしまうことは、過大な一方的要求をすることを諸国家に事実上『奨励』することにさえなりかねず、国際関係の法的安定性を崩

ど、当事国による大陸棚および排他的経済水域の境界画定に関する一方的要求も同様に解される³¹。

すことになりかねない。」ことに留意する必要がある（中谷和弘「国際法における『境界』の位相」, p.71）。

³⁰ 国内法における国家実行として、大陸棚および排他的経済水域に関する立法を行う多くの国のうち三分の一以上が、境界画定以前の暫定的措置として中間線に言及しており、これらの国家実行は、大陸棚および排他的経済水域における境界画定基準として一般的に適用可能な規則（“rule of law of general application”）を確立するには不十分であるが、対抗力（“the principle of opposability”）を通じて境界画定の出発点としての等距離原則（“the equidistance principle”）の有用性を確認させるものである、とされる（R.R. Churchill, A.V. Lowe, *The law of the sea*, 3rd edition, p. 198；西村弓「鉱物資源探査開発に関する沿岸国の権利」, p.47）。

³¹ 西村弓「鉱物資源探査開発に関する沿岸国の権利」, pp.46-47。

3. 係争海域における当事国の選択肢（1）一方的開発

3. 1. 一方的開発の意義³²

係争海域における当事国の第一の選択肢として、いわゆる「一方的開発」が挙げられ、その国際法上の合法性が議論の俎上に載せられることも少なくないが、そもそも国際法上の概念として有意義な「一方的開発（unilateral development）」とは何か。

本稿における「一方的開発」に関しては、「要求の重複する係争区域における一方当事国による行動を伴う開発行為」と差し当たり広範な定義を与えておく。すなわち、第一に、「一方的開発」を国際法上有意義な概念として規定するためには、国際法上の合法性が問題とされる「要求の重複する係争区域³³」という要素は不可欠となる。また、国際法上の合法性／許容性が問題とされるのは当事国の合意がない場合であるので、「一方当事国による」という要素も不可欠となる。そして、「行動を伴う」開発行為と限定したのは、一方的開発に前置される「言葉による」一方的要求との区別を明確化するためである。

具体的には、係争海域における鉱床から石油や天然ガスなどの鉱物資源を一方的な「採掘（exploitation）」やそのための「施設構築」がその典型例として挙げられる。しかし、具体的に何が一方的「開発（development）」に当たるかは必ずしも明確ではない。例えば、一方的「探査（exploration）」などは、採掘活動のほぼ不可欠の前提を構成するため一方的「開発」に含めて考えるという議論（広義の「一方的開発」）は成り立ち得る一方で、一方的「開発」というからにはやはり一方的「採掘」やそのための一方的「施設構築」程度までしか含み得ないと考える議論（狭義の「一方的開発」）も説得力をもつため、一方的探査が一方的開発に当たるかどうかの問題となり得る。しかしながら、後述するように、一方的開発抑止義務の国際法規範性を肯定する立場の多くの論者も一方的探査は許容されると解していることから、本稿における「一方的開発」は、一方的探査を含まない狭義の「一

³² 従来の議論は、一方的開発抑止義務の国際法規範性を肯定する立場にせよ否定する立場にせよ、当該規範の事項的範囲を画する「一方的開発」の意義に関して必ずしも明らかにしてこなかったように思われる。本稿も、「一方的開発」という概念にいかなる具体的行為が包含されるかを詳細に論じることはできなかったが、議論の混乱を避けるためにも、また、実務的な関心からも、国際法上の概念として「一方的開発」の意義を明らかにすることがより一層求められると考える。

³³ 係争「区域」という文言からも明らかなように、この定義は海域のみならず、その他の国際空間も含んでいる。なお、「要求の重複しない非係争区域」における一方的開発は、そもそも「一方的」という語を冠する必要がなく、他国の権利・権原を侵害するような態様で行われない限りにおいては、国際法上の合法性が問題とされることはない。例えば、自国領域内における資源開発を想定すれば明らかであろう。ただし、係争「海域」における一方的開発に限定しない一方的開発の定義を採用しており、これは係争「海域」のみならず係争「水域」さらには係争「領域」における一方的開発も含むが、本稿が分析の対象とするのはあくまで係争「海域」における一方的開発に留める。なお、係争海域には含まれないものの係争水域に含まれる例として、カスピ海が挙げられる。カスピ海の法的地位に関しては、Kazuhiro Nakatani, "Oil and Gas in the Caspian Sea and International Law"などを参照。またカスピ海における近年の一方的開発状況に関しては、中谷和弘「カスピ海石油パイプライン協定」などを参照。

方的開発」概念として用いることとする。

3. 2. 一方的開発の合法性／許容性

①係争海域における一方的開発の合法性は国際法上どのように評価されるか。この点、一方的開発は国際法上禁止されるという立場（便宜上、「禁止説」と記述する。）と、一方的開発は国際法上許容されるという立場（便宜上、「許容説」と記述する。）があり得、学説上も両説の対立が見られる。また、特に、係争海域における当事国間の暫定的取極に向けた努力義務を定める国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項との関係が問題となる。この問題は、その法的根拠は諸種あり得るが、いわゆる「一方的開発抑止義務（obligation to restrain of unilateral development, obligation of mutual restraint）」の国際法規範性に関する論争である。

第一に、禁止説である。この立場を採る多くの論者は、国連海洋法条約 83 条 3 項にあらゆる一方的開発を抑止する義務が含まれると解し、一方的開発は同条項規定の一方的開発抑止義務に対する国際違法行為を構成すると考える。

Robin R. Churchill および Geir Ulfstein はこの立場の論者である。Churchill らは、法の一般原則としての「信義誠実の原則（good faith principle）」から派生する「誠実交渉義務」や国家実行など、係争海域における一方的開発を禁止する法的根拠が多数存在する旨指摘している³⁴。国連海洋法条約が発効すればこの一般原則は強化されることになる旨を指摘しており、この考え方に基づくと、国連海洋法条約が発効した現在においては、国連海洋法条約 83 条 3 項に基づき一方的開発は禁止されるということになろう³⁵。そして、Churchill は、後の A.V. Lowe との共著において、「国連海洋法条約 83 条 3 項は、境界未画定の海域において、いずれの当事国も、石油や天然ガスの探査のための掘削（“exploratory drilling”）など、他の当事国により侵害的と解されかねないいかなる行為もとるべきではない、ということを示している。」と述べ、さらに「そのような規則は慣習国際法としても存在している。」と指摘している³⁶。

三好正弘もこの立場の論者である。三好は、「一か国が他の関係国の同意を得ないで一方

³⁴ Robin R. Churchill, Geir Ulfstein, *Marine Management in Disputed Areas: The Case of the Barents Sea*, pp. 85-88.

³⁵ “The basic rule itself will be strengthened if and when 1982 UN Convention on the Law of the Sea enters into force.” (Robin R. Churchill, Geir Ulfstein, *Marine Management in Disputed Areas: The Case of the Barents Sea*, p. 88) とされる。なお、やや曖昧さを残し断言を避けてはいるものの、“While clear-cut answer cannot be given to this question, there is quite a lot of evidence to suggest that there is a rule of customary international law prohibiting states from unilaterally engaging in offshore hydrocarbon activities in disputed areas of the continental shelf.” (Robin R. Churchill, Geir Ulfstein, *Marine Management in Disputed Areas: The Case of the Barents Sea*, p. 85) ともされる。

³⁶ Robin R. Churchill, A.V. Lowe, *The law of the sea*, 3rd edition, p. 192.

的に採掘を進めることは、他の関係国の得べかりし利益を害することになり、衡平に反するであろう。こうして、全関係国は相互に一方的採掘を差し控えるべき義務を負うことになる。」と述べ、国連海洋法条 83 条 3 項に「一方的開発を控えるべき義務が含まれていると解される。」としている³⁷。

他方、この立場の多くの論者も、一方的探査に関しては、一方的開発とは異なり、抑止義務の存在を否定する。「エーゲ海事件」ICJ 決定（仮保全措置）は、トルコの地震探査活動は一時的な性質のものであり、係争海域たる大陸棚において天然資源の獲得等を行っておらず³⁸、侵害され得るギリシャの権利（探査などの権利）は適当な手段により回復可能な権利である旨指摘し³⁹、仮保全措置を不要とする決定を下している⁴⁰。禁止説の多くの論者は、仮保全措置の判決であるが、これを一方的開発の事案にも類推可能として、地震探査活動など、物理的状态の変更を伴わない一方的探査は国際法上禁止されないと解している⁴¹。

第二に、許容説である。この立場を採る多くの論者は、国連海洋法条約 83 条 3 項にあらゆる一方的開発を抑止する義務までは含まれないと解し、あらゆる一方的開発が同条項に対する国際違法行為を構成するわけではないと考える。

Myron H. Nordquist、Neal R. Grandy、Satya N. Nandan および Shabtai Rosenne はこの立場の論者である。Nordquist らは、最終的な境界画定を損なうものでない限り、係争海域における一方的開発は禁止されない旨指摘しており、国連海洋法条約 83 条 3 項における一方的開発抑止義務の含意を否定しているように思われる⁴²。

中谷和弘もこの立場の論者である⁴³。中谷は、前述の Nordquist らの見解を引用し、「一方的要求（unilateral claim）が重複する係争領域における一方的資源開発自体は、一般国際法上、直ちに違法であって禁止されるとはいえない。」と述べ、国連海洋法条約 83 条 3

³⁷ 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発」, p.204.

³⁸ “whereas the continued seismic exploration activities undertaken by Turkey are all of the transitory character just described, and do not involve the establishment of installations on or above the seabed of the continental shelf; and whereas no suggestion has been made that Turkey has embarked upon any operations involving the actual appropriation or other use of the natural resources of the areas of the continental shelf which are in dispute.” とされる (ICJ Reports, p. 10, paragraph 30).

³⁹ “Whereas, in the present instance, the alleged breach by Turkey of the exclusivity of the right claimed by Greece to acquire information concerning the natural resources of areas of continental shelf, if it were established, is one that might be capable of reparation by appropriate means” とされる (ICJ Reports, p. 10, paragraph 33).

⁴⁰ 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発」, pp.204-205 ; 西村弓「鉍物資源探査開発に関する沿岸国の権利」, p.48.

⁴¹ ICJ Reports, p. 11, paragraph 33.

⁴² “The phrase “not to jeopardize or hamper the reaching of final agreement” does not exclude the conduct of activities by the States concerned within the disputed area, so long as those activities do not prejudice the final delimitation” (Myron H. Nordquist, Neal R. Grandy, Satya N. Nandan, Shabtai Rosenne (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982: a commentary*, Vol. II, p. 984) とされる。

⁴³ 中谷和弘「国際法における『境界』の位相」, pp.67-68.

項における一方的開発抑止義務の含意を否定する⁴⁴。

ただし、この立場は一方的開発が合法であるとしているわけではなく、また、一切許容されるとしているわけではない点に注意が必要である。すなわち、この立場は、一方的開発の具体的発現態様に着目し、大陸棚および排他的経済水域に関する当事国間の最終的な合意達成を阻害するような態様で発現する一方的開発が限定的に禁止されるという、「限定許容説」ともいえる立場である。この立場によると、一方的開発が即国際違法行為を構成するわけではないが、一方的開発が同条項の趣旨たる暫定的取極に向けた努力義務に反する意思の発現と解される限りにおいて、一方的開発は同条項規定の最善努力義務に対する国際違法行為を構成すると解し得る。

②本稿は、基本的に許容説を支持する。国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項にあらゆる一方的開発を抑止する義務を読み込むのは、解釈上採り得ない立場ではないにせよ、条約の起草過程に照らせば困難な解釈といえよう。信義誠実の原則などの法の一般原則から直接一方的開発抑止義務を導出することや国家実行の観点から一方的開発抑止義務を導出することも同様に困難であろう。したがって、国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項に照らして、一方的開発は「一般的に」許容されるも合法とはいえない「未決 (pending)」の状態にあり、同条項から導出される後述の誠実交渉義務の評価において、一方的開発を関連事情として考慮するに留めるべきであろう。大陸棚および排他的経済水域に対する当事国の権利行使を国際法上無制限に認めるわけではなく、国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項の規定する誠実交渉義務を通して、一方的開発に一定の歯止めを可能にする点において、この立場は妥当性を有するものともいえよう。

ただし、あらゆる一方的開発は国際法上禁止されていないとしても、最終的な合意到達を困難にする結果を招来し得る態様で発現する「特定の」一方的開発が国連海洋法条約 73 条 3 項および 83 条 3 項により禁止されていると解釈する余地は残るといえよう。すなわち、国連海法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項は「合意到達阻害行為抑止義務」を規定しており、禁止される事項的範囲にはあらゆる一方的開発は含まれないものの、最終的な合意到達を阻害する態様で発現する一方的開発を抑止する義務が含まれているという解釈である。例えば、係争海域において将来的に境界とされる蓋然性が高いと思われる線（例えば、等距離中間線）を越えた一方的開発は、最終的な合意到達を困難にし得るため、国際法上禁止されると解する余地はある。また、係争海域において将来的に境界とされる蓋然性が高い線を超えていない場合でも、当該線に限りなく近接したうえで、当該線を超えて一体化し

44 中谷和弘は、「もっとも、『一方的資源開発自体は、国際法上禁止されていない』ということは、当該一方的資源開発が国際法上合法であることを意味するものではない。当該開発は、境界未画定段階では、合法とも違法とも言い難い未決 (pending) の状態にある。」としている（中谷和弘「国際法における『境界』の位相」, pp.66-67）。

ている鉱床から石油や天然ガスなどの炭化水素資源などを含む鉱物資源を採掘しようとする一方的開発なども、最終的な合意到達を困難にし得るため、国際法上禁止されると解する余地はある。

実際、前述した許容説（限定許容説）も、あくまで係争海域における一方的開発は国際法上「未決」の状態にあると述べているに過ぎず、将来的にこのような合意到達阻害行使抑止義務の国際法規範性が認められる可能性を排除していない。しかしながら、国連海法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項を根拠に誠実交渉義務が認められる以上、交渉開始後においては誠実交渉義務違反の有無を論じれば十分であり、仮に合意到達阻害行為抑止義務が認められたとしても、それが独自の規範的意義をもつ状況は限られており、現段階においてはその具体的内容を確定し難く、国家実行や国際判例の蓄積を待つ必要がある。

3. 3. 一方的開発の法的効果——「一方的要求の対抗力」

一定の態様の一方的開発が国際法上許容されるとなると、一方的開発はどのような法的効果を有し、あるいは有しないのか。すなわち、一方的開発の法的効果の問題は、いわゆる国際法上一応の基礎を有する一方的要求の相手国に対する「優先順位（priority）」を決定するという意味における「対抗力（opposability）⁴⁵」の有無の問題と捉え直すことができる⁴⁶。

一方的要求の対抗力の有無の判定基準に関しては、相手国の「抗議（protest, protestation）⁴⁷」の有無を含めた利害関係国の反応が基本的要素となる。そこで、まず、一方的要求に対する抗議の法的効果に関して簡潔に論じたうえで、一方的要求の法的効果に関して論じることとする。

一方的要求に対する抗議の国際法上の目的は、「抗議を行わないことにより、沈黙が黙認とみなされかねない可能性を排除する目的、つまり、抗議原因である他国の言動が対抗力を有することを防止」することにある⁴⁸。係争海域に関する一方的要求に対する抗議の法的効果の観点から換言すれば、「言明をなすべきであり、かつそれが可能な場合に沈黙した者

45 「その法的効果の性質や根拠に関して一致した見解があるとはまだ言えず、論者によって用法に違いがある。」とされる（江藤淳一「対抗力」国際法学会・編『国際関係法辞典 第2版』, p.573）。本稿における「対抗力」概念は、判定対象の国際法上の評価の第一段階としての合法性／許容性判断を前提として、第二段階の優先関係判断を示すもの（いわば、狭義の「対抗力」概念）として用いることとする（中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」, p.6）。

46 一方的開発は、一方的要求を体現するものの、採掘施設等の海洋構築物の構築や採掘活動などの具体的な行動を伴う点において、単なる言葉による一方的要求より強力で明確な一方的要求の意思表示と評価され得る。しかしながら、国際法上の評価としては、その本質は言葉による一方的要求と異ならず、ここでは「一方的要求の対抗力」の問題として論じることとする。

47 言葉による一方的行為の一類型としての「抗議」に関しては、中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」（pp.26-41）を参照。

48 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」, pp.26-27。

は同意したものとみなす（*Qui tacet consentire videtur si loqui debuisset ac potuisset*）」⁴⁹ことの防止、すなわち、「黙認（acquiescence）」により当該一方的要求が対抗力を有することの否定という効果が一般国際法上認められていると解される。

したがって、係争海域における一方的開発に対して、少なくとも直接的利害関係国⁵⁰の抗議または対抗的な一方的要求がある場合、原則として当該一方的開発に対抗力は認められないと解される⁵¹。

⁴⁹ I.C.J. *Reports* 1962, p.23, about “Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)”。

⁵⁰ ここでは、係争海域に関する一方的要求の法的効果を検討するうえで、一方的要求が行動を伴う一方的行為として発現する場合に物理的な損害を被るか否かという基準に基づき、直接的利害関係国とそれ以外の国家（第三国）を区分する考え方を前提としている（中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、p.8）。国際空間秩序に影響を与える一方的要求は客観的に評価されねばならないと考えれば、利害関係国はすべての国家ということになるが、公海に関する一方的要求と係争海域における境界画定に関する一方的要求とは国家ごとに利害関係の程度差は異なり、少なくとも後者に関しては一定の基準により一方的要求の法的効果に差を認めるべきであろう。すなわち、上述した基準に基づき、一方的開発により物理的な損害を被る直接的利害関係国に対しては、その抗議の有無を基準に一方的要求の対抗力の有無を判定し、一方的開発により物理的な損害を被ることのない第三国にたいしては、基本的に一方的要求の対抗力を肯定するという考え方である。

⁵¹ 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、p.9。

4. 係争海域における当事国の選択肢（2）共同開発

4. 1. 共同開発の意義⁵²

係争海域における当事国の第二の選択肢として、いわゆる共同開発を挙げられるが、「共同開発 (joint development)」とは何か。「それは必ずしも一元的に理解され、用いられているとはいえない。」⁵³とされる。すなわち、一般的に用いられる係争海域における「共同開発」は、国家間の取極に基づく共同開発から企業間の契約に基づく共同開発までを含み、様々な意義で用いられ得る。

この点、三好正弘は「国際法上の問題として共同開発を考察する観点からは、国家間の取極による共同開発のみを対象とするのが適当であろう。」⁵⁴と述べる。本稿も、係争海域における共同開発の国際法上の問題を検討することを目的としていることから、国家間の取極に基づき共通鉱床を複数国で開発する「共同開発」のみを議論の対象とする。すなわち、国家間の取極によらない、一国の開発契約に複数国の企業を含むようなものや共通鉱床を一国が一方的に開発するものは本稿の議論の対象とする「共同開発」には含まないものとする。

そのような共同開発の定義としては、いかなる定義が適切だろうか。この点、諸種の議論があるが⁵⁵、非生物資源を対象とする広範な共同開発を包含し得ることから、「境界に跨って広がりまたは主張の重複する区域に存在する特定の鉱床、領域、または非生物資源の集積の探査または採掘に関する国家間協力」という Rainer Lagoni の共同開発の定義を採用することに⁵⁶。

4. 2. 共同開発の動機⁵⁷

⁵² Chidinma Bernadine Okafor, “Joint Development: an Alternative Legal Approach to Oil and Gas Exploitation in the Nigeria-Cameroon Maritime Boundary Dispute?” (pp. 493-495)などを参照。

⁵³ 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発」, p.199。

⁵⁴ 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発」, p.199。

⁵⁵ Ian Townsend-Gault および William G. Stormont は、“An offshore petroleum joint development arrangement is typically one where two or more countries enter into a formal agreement for the cooperative development of and the sharing of revenues derived from oil and gas activities within a given offshore area, by pooling their sovereign rights with respect to that area.”と定義している (Ian Townsend-Gault, William G. Stormont, “Offshore Petroleum Joint Development Arrangements: Functional Instrument? Compromise? Obligation?”, p. 51)。

⁵⁶ Lagoni は、共同開発を “the cooperation between states with regard to the exploration for and exploitation of certain deposits, fields, or accumulations of non-living resources which either extend across a boundary or lie in an area of overlapping claims” と定義しているとされる (Chidinma Bernadine Okafor, “Joint Development: an Alternative Legal Approach to Oil and Gas Exploitation in the Nigeria-Cameroon Maritime Boundary Dispute?”, p. 494)。

⁵⁷ 「国家が一方的要求を行うことについての動機は、自国の権利・権原の拡張により国家のコントロール可能な領域や事物を増大させることであり、国家は、通常、自国の主観的立場を有利にするよう行動す

①海域における境界画定紛争において、境界画定に代えて係争海域の共同開発がなされた事例が存在する。しかし、前節で述べたように、係争海域において一方的開発が許容され得るにも関わらず、なぜ当事国は共同開発を志向するのか。他方で、境界を画定したうえで係争海域の共同開発がなされた事例も存在する。しかし、境界が画定されたにも関わらず、なぜ当事国は共同開発を志向するのか。

第一に、「鉱床一体化（unitization）⁵⁸」の志向である。この点、三好正弘は、「石油や天然ガスの流体たる性質⁵⁹からして、一か所からの採掘がその交渉を枯渇させることになるのは当然であり、それが二人又は三人以上の所有地にまたがって横たわる場合、一人だけの採掘作業が他の関係者の利益を害することになるので、この不合理を排除しようとするれば、これら関係者が何らかの形で協力して鉱床の一体性を保ち、資源の開発に当たるのが適当であるとの結論に至るであろう。ここに共同開発の基本原則とも言うべき理由がある。」と述べる⁶⁰。

しかし、鉱床一体化は、必ずしもすべての当事国に共同開発を志向させる動機とはならない。すなわち、鉱床一体化は、未だに係争海域における資源開発を行っていない当事国にとっては共同開発を志向させる動機にはなっても、既に係争海域における資源開発を行っている当事国にとっては共同開発を志向させる動機にはならない。

第二に、「経済効率性（economic efficiency）」の志向である。すなわち、「鉱床には採掘のしやすい個所と、しにくい個所があり、最も効率的に採掘できる個所に共同で杭を打ち

ることにかんがみると、一方的約束の場合とは異なり、この動機自体が特に奇異に映ることは通常ない」とされる（中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（三・完）」、p.2）。この論理は、係争海域における一方的開発の場合にはより一層当てはまるといえる。他方、係争海域における共同開発は、一方的約束の場合ほどではないにせよ、大陸棚および排他的経済水域に対する自国の主権的権利を制限するものであり、その動機自体が分析されるべき対象といえることができる。

⁵⁸ イギリス・ノルウェー間の大陸棚画定条約4条において、初めてこの考え方が明確にされた（三好正弘「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定について」、p.204、注29）。また、三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発」（pp.200-201）を参照。なお、イギリス・ノルウェー間の大陸棚画定条約4条は以下の通り。

Article 4

If any single geological petroleum structure or petroleum field, or any single geological structure or field of any other mineral deposit, including sand or gravel, extends across the dividing line and the part of such structure or field which is situated on one side of the dividing line is exploitable, wholly or in part, from the other side of the dividing line, the Contracting Parties shall, in consultation with the licensees, if any, seek to reach agreement as to the manner in which the structure or field shall be most effectively exploited and the manner in which the proceeds deriving therefrom shall be apportioned.

⁵⁹ 「石油・ガスは流体だから、離れたところに井戸があっても、生産を始めれば結果的に境界を越えて地層内を資源が流れていく。」（猪間明俊「論点 東シナ海ガス田開発問題の焦点 非常識な日本側の要求 中国と共同開発交渉を」、p.111）とされる。

⁶⁰ 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発」、p.200。引用部分の論理において、「一人」、「二人」、「三人」をそれぞれ「第一国」、「第二国」、「第三国」に置き換え、「関係者」を「関係国」に置き換えれば、係争海域における共同開発にもそのまま当てはまるものといえる。

込んで生産物を分配する方が全体の費用を抑えられる」ことになる⁶¹。

ただし、経済効率性も、必ずしも一方的開発よりも共同開発を志向させる動機とはならない。すなわち、効率性の観点からは共同開発の方が優れていても、一方的開発により独占的に得られる鉱物資源による収益が大きいことになれば、既に係争海域における資源開発を行っている当事国にとっては共同開発を志向させる動機としては必ずしも十分ではない。

「法的安定性 (legal stability)」の志向が第三の動機である。当事国にとっては、境界画定紛争が一時的に棚上げされることになり、共同開発合意において当事国による管轄権の調整が行われることも多く、また、当事国の一方的行為に対する他方当事国の「抗議」や「黙認」が問題とされる法的に不安定な状況が一時的に解消されることになる。また、係争海域における開発に関与する企業にとっては、国際法上の評価が未決の係争海域における開発はリスクが大きい一方で、当事国間で共同開発合意が結ばれることにより予測可能性が高まることになり、同様に法的に不安定な状況が一時的に解消されることになる。

ただし、法的安定性の志向は、境界未画定のままの共同開発の場合にあてはまるといえるが、境界画定がなされている共同開発の場合には必ずしもあてはまらないといえる。すなわち、境界画定がなされているのであれば、既に法的安定性の要請は満たされている場合が多く、共同開発はむしろ複数国の関与により法的安定性を揺るがせにしていまいかねない。

②したがって、境界未画定のままの共同開発の場合、「鉱床一体化」の志向に加えて「経済効率性」の志向と「法的安定性」の志向が共同開発の動機となり、境界画定がなされている共同開発の場合には「鉱床一体化」の志向と「経済効率性」の志向が共同開発の動機となるといえる。境界画定がなされている共同開発の場合、対象区域において当事国がどのように管轄権を行使するかが問題となるため、共同開発の動機ではなく、共同開発の結果として、管轄権の調整などにより「法的安定性」が志向されることになる。

4. 3. 共同開発に関する国際法規範の諸相

(1) 共同開発義務／一方的開発抑止義務／合意到達阻害行為抑止義務の国際法規範性⁶²

⁶¹ 濱本幸也「大陸棚の共同開発」, p.37。また、「鉱区をまたぐ油ガス田があって、両当事者が鉱区境界を挟んで井戸をむやみに掘ると、その付近の圧力バランスが崩れて、油ガス田のトータルの生産量が少なくなり両者共に損をする。」ともされる（猪間明俊「東シナ海資源・共同開発が唯一の道——国辱もののデータ提示要求——」, p.43）。また、この点と関連して、そもそも海域における石油や天然ガスなどの鉱物資源開発の経済的リスクにも留意すべきであろう。すなわち、「採算性のある油ガス田は試掘井 30 杭に 1 杭の割合でしか見つからないというくらい、石油の探鉱というのは難しいものなのである。つまり、技術的にも経済的にも大変なリスクを負わなければ、油ガス田の発見、開発はできないということだ。」とされる（猪間明俊「論点 東シナ海ガス田開発問題の焦点 非常識な日本側の要求 中国と共同開発交渉を」, p.112）。

①共同開発が当事国の国際法上の義務であるといえるか。この点、共同開発は国際法上の義務であるという立場（便宜上、「義務肯定説」と記述する。）と、共同開発は国際法上の義務でないという立場（便宜上、「義務否定説」と記述する。）があり得、学説上も両説の対立が一応見られる。

義務肯定説の主たる論者は、William T. Onorato である。Onorato は、鉱床一体化（unitization）に基づく共同開発義務が慣習国際法上確立していると主張する⁶³。

義務否定説の主たる論者は、Rainer Lagoni や三好正弘である。Lagoni は、鉱床一体化（unitization）は未だ一般国際法上確立していない旨指摘し、共同開発義務の国際法規範性を否定する⁶⁴。三好も同様の立場を採る⁶⁵。大多数の論者がこちらの立場を支持しており、本稿もこの立場を支持する。その論拠は、Lagoni の指摘するように⁶⁶、共同開発の二国間合意は少なからず見られるようになってきているものの、慣習国際法の成立要件たる「一般慣行（*consuetudo*）」および「法的確信（*opinio juris*）」の充足を肯定するに足りる「国家実行（*state practice*）」の存在を認めることができないという点に求められよう⁶⁷。

②一方的開発抑止が当事国の国際法上の義務であるといえるか。一方的開発抑止は国際法上の義務であるという立場（前述の「禁止説」に相当する。）と、一方的開発抑止は国際

62 共同開発義務の国際法規範性の問題は、一方的開発の国際法規範性の問題と密接に関連しているが、表裏一体の問題であるとはいえない。すなわち、一方的開発が国際法上禁止されない場合、共同開発義務はないことになるが、一方的開発が国際法上禁止される場合、必ずしも共同開発義務があるということにはならない。

63 Onorato は、1980年8月5日から12日にかけてホノルルで行われた共同開発に関する第一回研究会において、「利害関係国間の国際的共通石油鉱床の配分を支配する実際に実施可能な法的拘束力のある制度があり…共通鉱床の採掘及び配分を交渉し、それについて合意を求めるといふ実行は単なる慣行とどまらず、現行の慣習国際法規則である。」旨を述べている（三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, p.184, p.202）。そして、1983年8月22日から26日にかけてホノルルで行われた共同開発に関する第二回研究会において、「単一の石油鉱床に複数国間の共通の利益がからむような事情が何であれ、その配分に関する法規則は不変であり、共同開発は義務的（*mandated*）である。」と述べている。（三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, pp.184-185, p.202）。なお、Onorato は、1968年の“*Apportionment of an International Common Petroleum Deposit*”および1977年の“*Apportionment of an International Common Petroleum Deposit*”においては、鉱床一体化（unitization）に基づく共同開発義務は未だに慣習国際法上確立していないものの、国際法上正当な考え方として積極的に評価されるべき旨指摘している。

64 Lagoni は、Onorato の見解を引用したうえで、“In summing up, it appears that as yet there is no consensus in international law about the applicable law for common deposits of liquid minerals in the absence of an agreement.”（Rainer Lagoni, “Oil and Gas Deposits across National Frontiers”, p. 221）。と述べる。また、“States are not required under general international law to preserve the unity of the deposit, so that the newly established frontier or dividing line may well cut off through it. In the course of their negotiations the parties are, of course, free to take account of the field or deposit as one factor to be considered in the delimitation.”（Rainer Lagoni, “Oil and Gas Deposits across National Frontiers”, p. 243）。

65 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, pp.202-203。

66 Rainer Lagoni, “Oil and Gas Deposits across National Frontiers”, p. 222-233.

67 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」, pp.56-57。

法上の義務でないという立場（前述の「許容説」に相当する。）があり得、学説上も両説の対立が見られることは、前述した通りである。

本稿の立場としては、国連海法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項を根拠に一方的開発抑止義務を一般的に認めることは困難であり、許容説を支持することも前述した通りである。

③したがって、本稿は、国連海法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項は、あらゆる一方的開発を禁止するものではなく、最終的な合意到達を阻害するような行為を禁止しているに過ぎないものとする。この点も前述した通りである。

（２）誠実交渉義務の国際法規範性

①共同開発義務や一方的開発抑止義務の国際法規範性が論争的な問題である一方で、暫定的取極の締結に向けた「誠実交渉義務（obligation to negotiate in good faith）」の国際法規範性に関しては、国連海洋法条約 83 条 3 項または 74 条 3 項を根拠に肯定する立場で学説はほぼ一致しているといえる。すなわち、国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項は、「あらゆる努力を払う」として法的義務たる「最善努力義務（best efforts obligation）」を規定しており⁶⁸、ここに当事国が暫定的取極の締結に向けて誠実に交渉する義務も含まれる、と解するのが学説上一般的といえる⁶⁹。そして、国際判例も、その法的根拠は異なるものの、誠実交渉義務の国際法規範性を肯定していると解される。

まず、「北海大陸棚事件」ICJ 判決は、当事国が合意到達目的のもとに交渉開始する義務および「意味のある（“meaningful”）」交渉を行う義務を負う旨を指摘する⁷⁰。また、「漁業管轄権事件」ICJ 判決は、漁業管轄権の文脈での指摘であるが、当事国が「誠実に（“in good faith”）」交渉する相互的義務を負う旨指摘する⁷¹。このように、国際判例は、国連海洋法条

⁶⁸ 中谷和弘「国際法における『境界』の位相」, pp.67-68

⁶⁹ William T. Onorato, “Apportionment of an International Common Petroleum Deposit” (1977), p.327; Rainer Lagoni, “Interim Measures pending Maritime Delimitation Agreements”, pp.354-356; 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, pp.205-208.

⁷⁰ ICJ, *Reports*, 1969, p.47, paragraph 85 (a). 85 パラグラフにおいて、“it is not a question of applying equity simply as a matter of abstract justice, but of applying a rule of law which itself requires the application of equitable principles, in accordance with the ideas which have always underlain the development of the legal régime of the continental shelf in this field, namely:” と述べたうえで、(a)と冠して以下のように述べる。“the parties are under an obligation to enter into negotiations with a view to arriving at an agreement, and not merely to go through a formal process of negotiation as a sort of prior condition for the automatic application of a certain method of delimitation in the absence of agreement; they are under an obligation so to conduct themselves that the negotiations are meaningful, which will not be the case when either of them insists upon its own position without contemplating any modification of it”。

⁷¹ ICJ, *Reports*, 1974, p. 34, paragraph 79 (3); p.205, paragraph 77 (3)。それぞれ、79 パラグラフの(3)と 77 パラグラフの(3)において、「賛成 10 対反対 4 により (“by ten votes to four”)」という評決結果を述べたうえで以下のように述べる。The court “holds that the Government of Iceland and the Government of the United Kingdom [the Government of the Federal Republic of Germany] are under mutual obligations to undertake negotiations in good faith for the equitable solution of their differences concerning their respective fishery rights in the areas specified in subparagraph 2;” (□は本稿筆者によ

約の締結・発効前の段階で、係争海域における境界画定および暫定的取極に向けた誠実交渉義務の国際法規範性を肯定しているが、国連海洋法条約が締結・発効している現段階においても当然に妥当するといえよう。

②誠実交渉義務の内容は、「交渉開始義務 (obligation to enter into negotiations)」と「(狭義の) 誠実交渉義務 (obligation to negotiate in good faith)」の2つの義務を含む。すなわち、誠実交渉義務は、単に係争海域における境界画定および暫定的取極に向けた交渉を開始するのみならず、当該交渉を誠実に行う義務を含んでいる。ただし、あくまで誠実に交渉するという行為の義務（最善努力義務）であり、合意に至るべきという結果の義務ではない。この点に関しても、学説および国際判例の傾向は一致しているといえる。

例えば、「北海大陸棚事件」ICJ 判決は、誠実交渉義務は合意に至る義務を「含意しない (“not imply”) 」と述べる⁷²。この点に関しても、国連海洋法条約が締結・発効している現段階においても当然に妥当するといえよう。

それでは、交渉の誠実性はいかなる基準によって判定することになるだろうか。一般的な判定基準を明確化することは困難であると思われるが、上記引用の「北海大陸棚事件」ICJ 判決を参考にすれば、交渉に臨む当事国が合意に至る目的のもとに真摯な努力を払っているかどうか、多分に抽象的であるものの、1つの基準となる⁷³。具体的には、相手国が交渉に応じない、相手国が交渉を引き延ばす、相手国がその主張するところに関していかなる修正も受け入れないという姿勢で交渉に臨む、などの場合には、ある段階で、誠実交渉義務に違反することになる⁷⁴。ここにおいて、相手国が一方的開発に着手している場合、

る)。

⁷² ICJ, *Reports*, 1969, pp.47-48, paragraph 87. 87 パラグラフにおいて、常設国際司法裁判所の見解を引用して以下のように述べる。“Defining the content of the obligation to negotiate, the Permanent Court, in its Advisory Opinion in the case of Railway Traffic between Lithuania and Poland, said that the obligation was “not only to enter into negotiations but also to pursue them as far as possible with a view to concluding agreements”, even if an obligation to negotiate did not imply an obligation to reach agreement (P.C.I.J., Series A/B, No. 42, 1931, at p. 116).”。

⁷³ 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」, p.57.

⁷⁴ 中谷和弘「国際法における『境界』の位相」, p.68 ; 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」, p.57. 中谷は、「一方的資源開発自体が即、この努力義務違反となる訳ではないが、相手国に無断で一方的資源開発を行ない、その後も交渉に応じない、交渉を引き延ばす、説明義務を果たさない、既成事実化を図るといった態度をとれば、この努力義務規定に違反することになる。」と述べている。

なお、一方的開発抑止義務の国際法規範性を肯定する立場を採る場合、一方当事国の誠実交渉義務違反の法的効果として、他方当事国の一方的開発が許容されるか、という問題が論じられている。この点、Lagoni は、1985年2月25日から3月1日にかけてバンコクで行われた共同開発に関する第三回研究集会において、「交渉に入ることを拒否した国は、その主権又は主権的権利が侵害されたとき、事情によっては、侵害を加えた国の責任を問うことが禁反言により阻まれる、と主張した。」とされる（三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, p.207）。すなわち、一方当事国の誠実交渉義務違反に基づく「禁反言 (estoppel)」の反射的效果として、他方当事国の一方的開発が許容され得るという立場である。他方、三好は、大陸棚に対する主権的権利の排他的性質を強調し、Lagoni の主張を消極的に解している（三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, pp.207-208）。他にも、一方当事国の誠実交渉義務違反に対する他方当事国の

一方的開発に着手していない場合と比較して、より一層相手国の誠実交渉義務違反を認めやすいものと思われる。

（3）共同開発の法的効果——「一方的要求の対抗力」

共同開発は、当事国の合意のもとに成立するものであり、当事国間においては、原則として、合意外の法的効果を生じることではない⁷⁵。他方、共同開発が、合意の非当事国に対していかなる法的効果を有するかが問題となる。一方的開発の法的効果と同様、共同開発の法的効果の問題は、いわゆる国際法上一応の基礎を有する一方的要求の相手国に対する「優先順位（priority）」を決定するという意味における「対抗力（opposability）」の有無の問題と捉え直すことができる。

共同開発の法的効果としての対抗力の判定基準に関しても、一方的開発の法的効果と同様、相手国の「抗議（protest, protestation）」の有無を含めた利害関係国の反応が基本的要素となる。すなわち、係争海域における一方的開発に対して、少なくとも直接利害関係国の抗議または対抗的な一方的要求がある場合、原則として当該共同開発に対抗力は認められないと解される。

「対抗措置（counter measure）」として一方的開発の違法性を阻却する考え方もあり得ようが、禁反言を論拠とする Lagoni の主張同様、均衡性の観点からこれを肯定することは困難であろう。この点、一方的開発抑止義務を一貫させる三好の主張の方が、理論的な整合性は高いように思われる。また、三好は、誠実交渉の結果として合意に至らなかった場合においても、「相手国の同意を得ない開発は許されない」としている（三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, p.207）。

⁷⁵ ただし、対象海域の外側が、事実上当事国それぞれの大陸棚および排他的経済水域として扱われることになる。すなわち、共同開発合意には境界画定等に関する両当事国の立場を害さない旨を約するいわゆる「ディスクレーマー条項（disclaimer clause）」が設けられることが多いものの、「よほど一方的な内容で共同開発区域を設定しないかぎり、現実にはお互いが共同開発区域の外側の自国側海域を自国の大陸棚として扱うだろう。」とされる（濱本幸也「大陸棚の共同開発」, p.37）。

5. 事例研究——東シナ海における諸事例を中心に

5. 1. 東シナ海における日韓共同開発——日韓大陸棚問題⁷⁶

(1) 共同開発合意の背景

日韓両国は国連海洋法条約の締約国であり、日韓間の距離は 400 海里に満たず、東シナ海において、両国は大陸棚および排他的経済水域に関する境界未画定の係争海域を抱えている⁷⁷。東シナ海の海底は、韓国側から日本側にかけて緩やかに傾斜をしており、日本の西南諸島の西約 100km に位置する「沖縄トラフ」と呼ばれる窪みとその最深部を構成している。

まず、1965 年 6 月 22 日に締結された旧協定の終了を前提として、1998 年 11 月 28 日に署名され、1999 年 1 月 22 日に発効した「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」（以下、「日韓漁業協定」と記述する。）により、係争海域における漁業資源の管理・採取に関しては二国間合意が存在している⁷⁸。

また、1974 年 1 月 30 日に署名され、1978 年 6 月 22 日に発効した「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定（Agreement between Japan and the Republic of Korea concerning the establishment of boundary in the northern part of the continental shelf adjacent to the two countries）」（以下、「北部協定」と記述する。）および「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定（Agreement between Japan and the Republic of Korea concerning joint development of the southern part of the continental shelf adjacent to the two countries）」（以下、「南部協定」と記述する。）のうち、南部協定により係争海域における石油や天然ガスなどの炭化水素資源を含む鉱物資源⁷⁹の探査・開発に関しても二国間合意が

⁷⁶ 日韓大陸棚問題における共同開発に関しては、小平信因「東シナ海の日韓共同開発始動！ ●石油・天然ガス開発 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(53. 6. 21 公布, 法律第 81 号)」、坂田茂「危険はらむ大陸だな石油開発 日韓共同開発に中国が抗議」、佐藤勝, 加藤修「日韓大陸棚の共同開発」、水上千之「大陸棚問題——日韓大陸棚協定を契機として」、三好正弘「国連海洋法条約体制下の共同開発の再評価」などを参照。

⁷⁷ 日本海および東シナ海の「北部地域」（注 78 参照）の大陸棚は中間線により境界画定がなされており、排他的経済水域は漁業暫定線により暫定的な境界画定がなされていることは後述する。

⁷⁸ 日韓漁業協定は、中間線を漁業暫定線として採用した（日韓漁業協定 7 条 1 項）。その結果、北部地域においては、漁業暫定線が大陸棚の境界画定に関する北部協定の中間線と一致する一方、南部地域においてはそもそも大陸棚の境界画定自体がなされていない。また、同協定は、協定水域の北部たる日本海に関しては竹島（韓国名：独島）の領有権問題を理由として、協定水域の南部たる東シナ海に関しては後述する「自然延長論」と「中間線論」という日韓両国の境界画定原則の相違を理由として、それぞれ「暫定水域」を設定した（同協定 9 条）。暫定水域においては、同協定 2 条ないし 6 条の規定が適用除外とされ、日韓両国が共同管理を行うものとされる（同協定 8 条, 附属書 I の 2 項および 3 項）。なお、北部協定および南部協定に関しては後述する。また、三好正弘「海洋の境界画定」（p.185）を参照。

⁷⁹ 南部協定は、「天然資源（natural resources）」を「石油資源（天然ガス資源を含む。）およびこれに付随して産出されるその他の地下の鉱物をいう。」と定義している（南部協定 1 条(1)）。

存在している⁸⁰。

ただし、北部協定が日本海を中心とした北部地域の大陸棚の境界画定を実現する一方で、日韓漁業協定および南部協定はそれぞれあくまで権原の重複する排他的経済水域および大陸棚の境界画定問題の棚上げを前提としていることから、（日本海および）東シナ海における日韓間の境界画定問題は根本的解決に至っていない⁸¹。

以下、本稿の関心事項たる南部協定に焦点をあてて、南部協定の概要および評価に関して簡潔に論じることとする。

（2）共同開発協定の概要⁸²

第一に、対象区域の設定である。南部協定は、日韓中間線の日本側のみを共同開発の対象区域としている。南部協定 3 条 1 項は、「共同開発区域は、小区域に分割することができる。各小区域においては、両締約国の開発権者が探査および採掘を行うものとする。」と規定し、2 項は、「各小区域に番号を付し、この協定の付表において地理上の座標によってその範囲を定める。付表は、両締約国の間の合意により、この協定を改正することなく、修正することができる。」と規定する⁸³。南部協定の付表は、「小区域は、次の各点を順次に直線により結ぶ線によってそれぞれ区画されるものとする。」と規定し、9 つの小区域に区分しているが⁸⁴、後に 6 つの小区域に再編されている⁸⁵。

第二に、利益および費用の調整である。南部協定 9 条 1 項は、「両締約国の開発権者は、それぞれ、共同開発区域において採取される天然資源につき等分の分配を受ける権利を有する。」と規定し、2 項は、「1 の天然資源の探査および採掘のために要すると合理的に認められる費用は、両締約国の開発権者の間で等しい割合で分担される。」と規定する⁸⁶。なお、

⁸⁰ 日本においては、北部協定および南部協定は、「署名より 3 年を経た昭和 52 年〔1977 年〕の第 80 国会において、批准承認案が衆議院通過後（国会会期延長の末）30 日間を経て参議院で議決がなされないまま、条約の国会承認と衆議院の優越に関する憲法第 61 条の規定に基づき、6 月 9 日、自然承認となった」（水上千之「大陸棚問題——日韓大陸棚協定を契機として」、p.60；□ による挿入は本稿筆者による）。また、佐藤勝、加藤修「日韓大陸棚の共同開発」（p.22）を参照。

⁸¹ 北部協定は、南部協定と異なり、境界画定を目的とした二国間協定である。北部協定により、日韓大陸棚の北部地域は中間線を基準として境界画定がなされた。

⁸² 本文引用の南部協定の条項の日本語訳は、基本的に島田征夫・構成「特集・資料」による。

⁸³ 南部協定 3 条は以下の通りである。

Article III. 1. The Joint Development Zone may be divided into subzones, each of which shall be explored and exploited by concessionaires of both Parties.

2. Each subzone shall be numbered and defined by reference to geographical coordinates in the appendix to this Agreement. The appendix may be amended by mutual consent of the Parties without modification of this Agreement.

⁸⁴ 南部協定の付表は以下の通りである。

Appendix: The Subzones shall be those areas of the Joint Development Zone bounded respectively by straight lines connecting the following points in the sequence given below:

（以下の Subzone I ないし IX に関しては省略している。）

⁸⁵ 濱本幸也「大陸棚の共同開発」、p.33。

⁸⁶ 南部協定 9 条は以下の通りである。

南部協定の合意議事録⁸⁷の7項は、「協定第七条第二項の『探査および採掘のために要すると合理的に認められる費用』は、協定発効前の共同開発区域における調査に要した費用を含むものとする。」と規定する⁸⁸。

第三に、管轄権の調整である。まず、租税管轄権に関して、南部協定16条は、「共同開発区域において採取される天然資源に対する各締約国の法令の適用上、その天然資源のうち第九条の規定に基づき一方の締約国の開発権者が権利を有する部分は、当該一方の締約国が主権的権利を有する大陸棚において採取された天然資源とみなす。」と規定し、また、17条1項は、「いずれの一方の締約国（地方公共団体を含む。）も、他方の締約国の開発権者に対し、(a)ないし(d)について、租税その他の課徴金を課してはならない。」と規定し、2項は、「各締約国（地方公共団体を含む。）は、自国の開発権者に対し、(a)ないし(c)について、租税その他の課徴金を課することができる。」と規定する⁸⁹。要するに、各締約国は自国の開発権者に対して限定的な課税権を有する、という趣旨である。

次に、租税管轄権に関する上記条項以外の管轄権（刑事管轄権など）に関して、南部協定19条は、「この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の法令は、当該一方の締約国が認可した開発権者が操業管理者として指定されおよび行動する小区域において、天然資源の探査または採掘に関連する事項について適用される。」と規定する⁹⁰。要するに、操業管理者を認可した一方の締約国の法令が当該小区域において適用される、という趣旨である。

Article IX. 1. Concessionaires of both Parties shall be respectively entitled to an equal share of natural resources extracted in the Joint Development Zone.

2. Expenses reasonably attributable to exploration and exploitation of such natural resources shall be shared in equal proportions between concessionaires of both Parties.

⁸⁷ Agreed Minutes to the Agreement Between Japan And the Republic of Korea Concerning Joint Development of the Southern Part of the Continental Shelf Adjacent to the Two Countries.

⁸⁸ 南部協定の合意議事録の7項は以下の通りである。

7. “Expenses reasonably attributable to exploration and exploitation” referred to in paragraph 2 of article IX shall include expenses incurred for the purposes of survey in the Joint Development Zone prior to the date of entry into force of the Agreement.

⁸⁹ 南部協定16条および17条は以下の通りである。

Article XVI. 1. In the application of laws and regulations of each Party to natural resources extracted in the Joint Development Zone, the share of such natural resources to which concessionaires of the Party are entitled under article IX shall be regarded as natural resources extracted in the continental shelf over which that Party has sovereignty rights.

Article XVII. 1. Neither Party (including local authorities) shall impose taxes or other charges upon concessionaires of the other Party with respect to: (a), (b), (c), (d)

2. Each Party (including local authorities) may impose taxes and other charges upon its concessionaires with respect to: (a), (b), (c)

(1項(a)ないし(d)および2項(a)ないし(c)に関しては省略している。)

⁹⁰ 南部協定19条は以下の通りである。

Article XIX. Except where otherwise provided in this Agreement, the laws and regulations of one Party shall apply with respect to matters relating to exploration or exploitation of natural resources in the subzones with respect to which that Party has authorized concessionaires designated and acting as operators.

第四に、ディスクレマー条項（disclaimer clause, without prejudice clause）である。南部協定 28 条は、「この協定のいかなる規定も、共同開発区域の全てもしくは一部に対する主権的権利の問題を決定しまたは大陸棚の境界画定に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。」と規定する⁹¹。南部協定の前文も同趣旨と解される⁹²。

（3）共同開発協定の評価

①まず、実体法の観点からの評価である。中国が自国の大陸棚を根拠に南部協定に対する抗議を行っている⁹³。そして、南部協定に基づく共同開発区域の一部は、中国が国際法上一応の基礎を有する大陸棚および排他的経済水域と重複している。したがって、南部協定は、中国の抗議が国際法上一応の基礎を有すると認められる限りにおいて、中国に対する対抗力を有しないと解され得る。

②次に、手続法の観点からの評価である。境界画定手続として、当事者間の外交交渉と第三者による裁定手続があり得る。しかしながら、前者に関しては、境界画定の前提となる竹島の領有権問題や大陸棚の権原の根拠に関する見解の相違の存在が、このような事情の存在しない事案と比較して、境界画定の実現をより一層困難なものにしている。また、後者に関しては、2006年4月18日、韓国は国連海洋法条約 298 条 1 項(a)(i)規定の選択的除外宣言を国連事務総長に対して行っており、同条約第 15 部第 2 節の義務的な紛争処理手続を当該事案において用いることはできない⁹⁴。

③なお、南部協定における東シナ海の南部地域において、商業的な共同開発が実現することはなかった。しかしながら、南部協定は、「1989 年のオーストラリア・インドネシア海底共同開発条約ができるまでの 15 年間は、日韓協定は最も詳しい規定を持つ開発協定としてモデルの役割を果たし」、そして「何よりも大きな役割は、境界画定ができない場合に、当事国が妥協により画定問題を一定期間棚上げして、可能ならば係争海域の資源の共同開発を試みることを約束するという先例を作り出したことである。」とも評価されている⁹⁵。

⁹¹ 南部協定 28 条は以下の通りである。

Article XXVIII. Nothing in this Agreement shall be regarded as determining the question of sovereign rights over all or any portion of the Joint Development Zone or as prejudicing the positions of the respective Parties with respect to the delimitation of the continental shelf.

⁹² 南部協定の前文は以下の通りである。

Japan and the Republic of Korea,

Desiring to promote the friendly relations existing between the two countries,

Considering their mutual interest in carrying out jointly exploration and exploitation of petroleum resources in the southern part of the continental shelf adjacent to the two countries,

Resolving to reach a final practical solution to the question of the development of such resources,

Have agreed as follows:

⁹³ 佐藤勝，加藤修「日韓大陸棚の共同開発」，pp.23-24。

⁹⁴ 坂元茂樹「海洋境界と領土紛争——竹島と尖閣諸島の影——」，p.24；濱本幸也「大陸棚の共同開発」，p.31。

⁹⁵ 三好正弘「国連海洋法条約体制化の共同開発の再評価」，p.88。

5. 2. 東シナ海における日中共同開発——日中大陸棚問題⁹⁶

（1）共同開発交渉の背景

日中両国は国連海洋法条約の締約国であり、日中間の距離は 400 海里に満たず、東シナ海において、両国は大陸棚および排他的経済水域に関する境界未画定の係争海域を抱えている。東シナ海は、中国側から日本側にかけて緩やかに傾斜をしており、日本の西南諸島の西約 100km に位置する「沖縄トラフ」と呼ばれる窪みとその最深部を構成している。この点は日韓大陸棚問題と同様である。

まず、1997 年 11 月 11 日に締結され、2000 年 6 月 1 日に発効した「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（日中漁業協定）」により、係争海域における漁業資源の管理・採取に関しては二国間合意が存在している⁹⁷。

また、2001 年 2 月 13 日に口上書が交換され、同月 14 日から実施されている「日中相互事前通報制度」により、係争海域（の少なくとも一部）を含む海域における科学的調査の相互事前通報に関しては二国間合意が存在している。

他方、係争海域における石油や天然ガスなどの炭化水素資源を含む鉱物資源の探査・開発に関しては二国間合意が未だに存在しない。また、日中漁業協定はあくまで権原の重複する排他的経済水域の境界画定問題の棚上げを前提としていることから、東シナ海における日中間の境界画定問題は根本的解決に至っていない。海域における境界画定問題が根本的解決に至っていない点においては日韓大陸棚問題と異なることはないが、鉱物資源に関する二国間合意が存在しない点において、日韓大陸棚問題よりも日中第大陸棚問題の方がより深刻な状況にあるといえる。また、境界画定問題が存在するとしても、紛争が潜在的なものに過ぎないのであればそもそも「問題」として認識されにくいのであるが、東シナ海における日中間の境界画定問題は顕在的な紛争に発展しており、一般的にも解決すべき問題として認識されているといえよう。

大陸棚および排他的経済水域の境界画定がなされない状況の中、2003 年 8 月、中国はロ

⁹⁶ 日中大陸棚問題における境界画定および共同開発に関しては、坂元茂樹「海洋境界と領土紛争——竹島と尖閣諸島の影——」、田中則夫「世界の湖 国際法からみた春暁ガス田開発問題」、西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」、三好正弘「日中間の排他的経済水域と大陸棚の問題」、村瀬信也「日中大陸棚境界画定問題」などを参照。また、特に日中大陸棚問題をめぐる外交交渉の経緯に関しては、澤喜四郎「東シナ海のガス田共同開発をめぐる中国の企み」を参照。

⁹⁷ 日中漁業協定は、日韓漁業協定と異なり、漁業暫定線を採用していない。同協定は、協定水域たる東シナ海北部の一部地域に関しては後述する「自然延長論」と「中間線論」という日中両国の境界画定原則の相違を理由として「暫定措置水域」を設定し（同協定 6 条(a)および 7 条）、また、協定水域たる東シナ海南部の一部地域に関しては尖閣諸島（中国名：釣魚島）の領有権問題を理由として同協定を適用除外とした（同協定 6 条(b)）。暫定措置水域においては、同協定 2 条ないし 5 条の規定が適用除外とされ、日中両国が共同管理を行うものとされる（同協定 6 条(a)および 7 条）。また、三好正弘「海洋の境界画定」（pp.186-187）を参照。

イヤルダッチシェル社およびユノカル社と東シナ海の白樺（中国名：春暁）における油ガス田の開発契約を締結し、2004年5月、中国は白樺のガス田採掘施設の建設に着手した⁹⁸。そして、2004年10月以来、2007年12月現在に至るまで、日本は係争海域に位置する白樺ガス田等の開発中止等を求めて中国と外交交渉を行っている⁹⁹。そして、現在、日中両国の外交交渉の焦点は係争海域における鉱物資源の共同開発合意の実現に移行している。

それでは、共同開発の前提として、東シナ海における日中大陸棚の境界画定をめぐる両国の行為は国際法上どのように評価されることになるだろうか。そして、日中大陸棚問題に関して、どのような共同開発の方策があり得ようか。以下、日中両国の行為の法的評価および共同開発の方策に関して簡潔に論じることとする。

（2）当事国の行為の法的評価

①まず、実体法の観点からの評価である。日中大陸棚問題に関する日中両国の行為を法的に評価するにあたり、以下の三段階に分けて検討する。

第一に、当該事案における国際法規範の空間的な適用可能性を画定しなければならない。すなわち、国際法規範の当該事案における空間的適用範囲（空間的射程）の問題であり、係争海域の範囲の問題である。この問題は、法的評価の一般的な前提問題であり、第一に検討されなければならない検討課題である。

係争海域に関する日本の主張は、領海基線より200海里を自国の大陸棚とし、他国の大陸棚と重複する場合は中間線または合意に基づく中間線に代わる線を境界線とすべき、というものである¹⁰⁰。大陸棚の境界画定に関して、中間線という距離基準を採用することから、「中間線論」または「距離基準論」とも呼ばれる。

係争海域に関する中国の主張は、沖縄トラフに至る200海里以上を自国の大陸棚とし、他国の大陸棚と重複する場合は、中間線ではなく大陸棚の自然延長等を考慮して引かれる線を境界線とすべき、というものである¹⁰¹。大陸棚の境界画定に関して、大陸棚の自然延長を主たる関連事情と考えることから、「自然延長論」とも呼ばれる。

これらの一方的要求が国際法上許容されることは前述した通りである。それでは、これらの一方的要求の許容性を前提とすると、係争海域の範囲はどのように解されるか。この点に関する日本の主張は、日本の領海基線から200海里の距離と中国の領海基線から200海里の距離の重複範囲を係争海域とすべき、というものである。他方、中国の主張は中間

⁹⁸ 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」, p.51; 濱本幸也「大陸棚の共同開発」, p.31。

⁹⁹ 濱本幸也「大陸棚の共同開発」, p.31。

¹⁰⁰ 「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」(1996年6月14日公布, 1996年7月20日施行) 2条1号。また、排他的経済水域に関しては、同法1条2項。なお、領海および接続水域に関しては、「領海及び接続水域に関する法律」(1977年5月2日公布, 1977年7月1日施行; 1996年6月14日改正, 1996年7月20日施行) 1条1項および4条2項を参照。

¹⁰¹ 濱本幸也「大陸棚の共同開発」, p.32。

線と沖縄トラフの重複範囲を係争海域とすべき、というものである。

この点、いわゆる「北海大陸棚事件」ICJ 判決以来の境界画定原則として有力に主張されたいわゆる「衡平・関連事情の原則」および「自然延長論」の考え方にに基づき、また、日本が国内法上中間線までを暫定的な境界として主張している点を鑑みると、中国の主張にも一定の根拠があるといえよう。しかしながら、近年の境界画定原則としては、「自然延長論」の考え方は採用されず、いわゆる「等距離・関連事情の原則」の考え方が採用される傾向にあり、また、日本が権原としては日本の領海基線から 200 海里の距離までを自国の大陸棚および排他的経済水域として主張しつつ、中国の中間線付近での一方的開発に対して抗議を行っている点を鑑みると、日本の主張にも一定の根拠があるといえよう¹⁰²。

したがって、中国は日中間の中間線よりも中国側の白樺などにおいて一方的開発を行っているのであるが、その地点も係争海域になる余地が多分にあり得ることを鑑みれば、合意到達阻害行為抑止義務および誠実交渉義務などの国際法規範の空間的射程は当該事案にも及んでいと解される。

第二に、当該事案における国際法規範の時間的な適用可能性を検討しなければならない。すなわち、国際法規範の当該事案における時間的適用範囲（時間的射程）の問題である。この問題は、法的評価の個別的な前提問題であり、個別の国際法規範ごとに検討されなければならない第二の検討課題である。具体的には、国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項に基づく合意到達阻害行為抑止義務および誠実交渉義務がいつから生じるかという問題である。

まず、合意到達阻害行為抑止義務に関して、国連海洋法条約締結発効時点、一方的要求重複時点、暫定的取極交渉開始時点、暫定的取極成立時点、最終的画定交渉開始時点、最終的画定成立時点などいくつかの解釈があり得る。しかしながら、交渉開始後という解釈を採れば、交渉開始前の合意到達阻害行使抑止義務が許容されることになり、妥当ではない¹⁰³。したがって、遅くとも一方的要求重複時点で合意到達阻害行為抑止義務は生じていると解すべきであろう。

次に誠実交渉義務のうち、交渉開始義務に関しても同様に解される一方で、(狭義の) 誠

¹⁰² なお、小寺彰は、「日本の法律の発想は、大陸棚の境界画定についての国際法上の考え方と齟齬している。その結果、日本政府は大陸棚の権原が中間線以遠に及ぶことは放棄したものと解釈される危険が高い。」としている（小寺彰『パラダイム国際法——国際法の基本構成——』, p.132, 注 22）。他方、中谷和弘は、放棄の解釈に関して、放棄の範囲は不明確であるが、いわゆる「インド・パキスタン西部国境（カッチ大湿原）事件」仲裁判決（1968 年）で示された解釈基準を参照したうえで、「放棄の範囲の解釈基準として指摘できるのは、『放棄の意図は厳格に解釈されなければならない、疑わしい場合には、放棄者に有利な意味において解釈されなければならない』というものである。」としている（中谷和弘「国際法における『境界』の位相」, p.72）。この考え方に基づくと、日本が中間線よりも中国側の大陸棚および排他的経済水域を放棄したと解するには未だ疑わしく、日本に有利に解釈し得る余地が多分にあるといえよう。

¹⁰³ 西村弓「鉱物資源探査開発に関する沿岸国の権利」, p.46。

実交渉義務は交渉開始後に生じると解される。

したがって、合意到達阻害行為抑止義務および誠実交渉義務は当該事案においても適用可能ということができる。

第三に、当該事案における国際法規範の事項的な適用対象行為を検討しなければならない。すなわち、国際法規範の当該事案における事項的適用範囲（事項的射程）の問題である。この問題は、法的評価の個別的な前提問題であり、個別の国際法規範ごとに検討されなければならない第三の検討課題である。具体的には、国連海洋法条約 83 条 3 項に基づく合意到達阻害行為抑止義務または誠実交渉義務が何を要求しまたは禁止するかという問題であるが、この点は既に検討しているので、当該事案に関する事項のみを確認したうえで、当該規範の具体的な当てはめを試みる。

まず、合意到達阻害行為抑止義務に関して、係争海域に関するあらゆる一方的開発が禁止されないことは前述した通りである。しかしながら、当該事案において、中国は中間線よりも中国側を一方的に開発しているものの、中間線に限りなく近接した白樺において一方的開発に着手しており、さらに、中間線を越えて一体化した鉱床の存在も認められており、このような態様で発現する一方的開発が合意到達阻害行為に当たるかが問題となる。このように解釈する余地は多分にあるが、より一層の国家実行や国際判例の蓄積を待たねばこのような解釈は国際法上確立しているということとはできない。したがって、現段階において当該一方的開発の合意到達阻害行為抑止義務違反を認めることは困難ということになるが、日中両国が共同開発合意に向けた外交交渉に臨んでいる以上、誠実交渉義務に照らした法的評価がより一層重要になる。

次に、誠実交渉義務に関して、交渉開始義務および（狭義の）誠実交渉義務が含まれることは前述した通りである。当該事案においては、交渉開始義務は果たされており、（狭義の）誠実交渉義務が問題となる。特に、当該事案においては中国が係争海域において一方的開発に着手しており、中国による一方的開発が交渉の誠実性判断における関連事情としていかに考慮されるかが問題となる。中国が一方的開発を継続する一方で、仮に意図的に交渉を遅延させるような行為が認められれば誠実交渉義務に違反する可能性があるといえる。しかし、中国の主張する「自然延長論」にも一定の根拠があり、徐々にではあるが譲歩の姿勢を示しながら交渉に応じながら共同開発合意を模索しているように思われる現段階においては、中国の誠実交渉義務違反を認めることは困難であろう。

②次に、手続法の観点からの評価である。境界画定手続として、当事者間の外交交渉手続と第三者による裁定手続があり得る。しかしながら、前者に関しては、境界画定の前提となる尖閣諸島の領有権問題や大陸棚の権原の根拠に関する見解の相違の存在が、このような事情の存在しない事案と比較して、境界画定の実現をより一層困難なものにしている。

また、後者に関しては、2006年8月25日、中国は国連海洋法条約298条1項(a)(i)規定の選択的除外宣言を国連事務総長に対して行っており、同条約第15部第2節の義務的な紛争処理手続を当該事案において用いることはできない¹⁰⁴。この点は日韓大陸棚問題と同様の状態にある。

（3）共同開発の方策

①尖閣諸島問題という境界画定の前提となる領有権問題の存在および海域における境界画定原則の相違を前提とすれば、共同開発が日中両国にとって実現可能性の高い選択肢といえることができる。中国の立場からすると、既に一方的開発に着手しており、一方的開発は国際法上許容されると解されるものの、国連海洋法条約83条3項および74条3項に基づき誠実交渉義務を負うため、共同開発義務はないにせよ、共同開発合意に向けて誠実に交渉しなければならない。他方、日本の立場からすると、対抗的な一方的開発は得られる利益の観点からも要する費用の観点からも比較的实现可能性の低い選択肢であり、中国の一方的開発により中間線より日本側にある鉱床から石油や天然ガスなどの炭化水素資源を含む鉱物資源が吸い取られる可能性を鑑みると、早期の共同開発の実現が現実的な選択肢ということになる¹⁰⁵。

②それでは、どのような共同開発合意が考えられるか。以下、他の共同開発事例を参考にしながら、簡潔に論じることとする¹⁰⁶。

¹⁰⁴ 坂元茂樹「海洋境界と領土紛争——竹島と尖閣諸島の影——」, p.24 ; 濱本幸也「大陸棚の共同開発」, p.31。

¹⁰⁵ 当該海域においては、石油よりも天然ガスのポテンシャルの方が大きいとされており、「ガスパイプライン網が発達していない日本に天然ガスを持ち込もうとするとLNG（液化ガス）でということになるが、LNGプロジェクトというのは余程大きなガス田でなければ経済的に成立しないのであり、そうでないと結局生産物はパイプラインで中国に持ち込むほかないのである。」という指摘もある（猪間明俊「東シナ海資源・共同開発が唯一の道——国辱もののデータ提示要求——」, p.45）。

¹⁰⁶ 南部協定以降の主要な共同開発事例として、1979年2月21日締結のタイ・マレーシア間の共同開発了解（Memorandum of Understanding between the Kingdom of Thailand and Malaysia on the Establishment of A Joint Authority for the Exploitation of the Resources of the Sea-bed in a Defined Area of the Continental Shelf of the Two Countries in the Gulf of Thailand）に関しては、David M. Ong, “The 1979 and 1990 Malaysia-Thailand Joint Development Agreements: A Model for International Legal Co-operation in Common Offshore Petroleum Deposits?”などを参照。1989年12月11日締結のオーストラリア・インドネシア間のいわゆる「ティモール・ギャップ（Timor Gap）」における共同開発協定に関しては、三好正弘「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定について」などを参照。これらの双方に関して、David M. Ong, “South-east Asian Practice on the Joint Development of Offshore Oil and Gas Deposit”、Ibrahim F. I. Shihata, William T. Onorato, “The Joint Development of International Petroleum Resources in Undefined and Disputed Areas”などを参照。2002年5月20日締結のオーストラリア・東ティモール間のティモール・ギャップにおける共同開発条約（Timor Sea Treaty）の前提となる2001年7月5日締結のオーストラリア・UNTAET（United Nations Administration of East Timor）間の共同開発協定に関しては、David M. Ong, “The New Timor Sea Arrangement 2001: Is Joint Development of Common Offshore Oil and Gas Deposits Mandated under International Law?”などを参照。

他にも、1993年12月12日締結のジャマイカ・コロンビア間の海域境界画定条約（Maritime delimitation treaty between Jamaica and the Republic of Colombia）、1993年10月14日締結のセネガル・ギニア-

第一に、対象区域の設定である。この問題が最も論争的な問題であり、現実はこの問題が外交交渉妥結を妨げているように思われる。すなわち、前述したように、日本の「中間線論」および中国の「自然延長論」という海域における境界画定原則の相違がその原因といえよう。しかしながら、「等距離・関連事情の原則」が有力となりつつある近年の国際判例の傾向を鑑みると、日本の主張の国際法上の正当性の高まりを認めることができる。したがって、この点、南部協定は中間線の日本側のみを共同開発区域として設定しているものの、当該事案においては、中間線の両側を共同開発区域として設定する方が衡平に適うといえようし、日本はそのように主張すべきであろう¹⁰⁷。

第二に、利益および費用の調整である。なお、これは共同開発開始後の利益および費用の調整であるが、共同開発開始前の利益および費用をどのように扱うべきか。この問題は、共同開発合意成立（または発効）後の利益および費用の調整が中心的な課題になると思われるが、中国が共同開発合意成立（または発効）前の段階で負担している一方的開発の利益および費用をどのように扱うかも同時に問題となる。

前者に関しては、対象区域をどのように設定するかに大きく依存している。例えば、1979年のタイ・マレーシア間の共同開発区域は中間線の両側とされており、利益および費用は等分の配分とされている。また、2002年のオーストラリア・東ティモール間の共同開発区域は中間線よりも後者側とされており、利益および費用は後者に90%の配分とされている。

他方、この問題は対象区域の設定の如何のみにより決定されるわけではない。例えば、2001年のナイジェリア・サントメ・プリンシペ間の共同開発区域は、共同開発区域は中間線よりも後者側とされているものの、利益および費用は後者に40%の配分とされている。また、1993年のセネガル・ギニア・ビサウ間の共同開発区域は、共同開発区域は等距離線の両側とされているものの、利益および費用は前者に85%の配分、後者に15%の配分とされている。また、南部協定においては、利益および費用は等分の配分とされているものの、共同開発区域は中間線の日本側であり、権原の正当性の差が共同開発区域の設定に影響し、その結果利益および費用の配分が決定されているとみることができる。このように、共同開発合意成立（または発効）後の利益および費用の調整は、対象区域の設定のみならず、

ビサウ間の共同開発協定（Management and Cooperation Agreement between the Government of the Republic of Senegal and the Government of the Republic of Guinea-Bissau）、2000年7月20日締結のサウジアラビア・クウェート間の共同開発協定（Agreement between the Kingdom of Saudi Arabia and the State of Kuwait concerning the submerged area adjacent to the divided zone）、2001年2月21日締結のナイジェリア・サントメ・プリンシペ間の共同開発協定（Treaty between the Federal Republic of Nigeria and the Democratic Republic of Sao Tome and Principe on the Joint Development of Petroleum and other Resources, in respect of Areas of the Exclusive Economic Zone of the Two States）などが共同開発事例として参考になろう。

¹⁰⁷ 実際、日本は中国に対してそのような主張を行っている（濱本幸也「大陸棚の共同開発」、p.32）。

権原の正当性の差などの個別事情に左右される部分があるということになる¹⁰⁸。

当該事案においては、権原の正当性に関して日中両国に差がないとすれば、対象区域を中間線の両側とした場合の利益および費用は等分の配分とし、対象区域を中間線の日本側にした場合¹⁰⁹の利益および費用は日本により多く配分する、という方針が一応考えられる。

後者に関しては、既に一方当事国が獲得している利益については、他方当事国の費用負担のもとに他方当事国に配分することも考えられるが、法的安定性や外交交渉における合意可能性の観点から実現は困難であろう。他方、既に一方当事国が負担している費用については、他方当事国の負担として一定割合を配分することは考えられる。例えば、南部協定は、協定発効前の調査費用を開発権者間で等分負担する旨を規定しているが、これが参考になる。他方当事国が共同開発合意成立（または発効）前に一方的開発に着手する一方当事国の負担した費用の一定割合を負担することによって、一方当事国に対して当該費用により得られた鉱床に関するデータの開示を求めたり、共同開発合意の実現可能性を高めたりすることが期待できよう¹¹⁰。

第三に、管轄権の調整である。管轄権の調整の方法としては、属地的調整、属人的調整、事項別の調整などが共同開発事例に見られる。例えば、1979年のタイ・マレーシア間の共同開発区域における管轄権の行使は、共同開発協定により予め属地的に配分された。しかしながら、境界面定が困難である事案においては、属地主義を採用する前提となる線引きが困難であろう¹¹¹。また、1993年のセネガル・ギニア - ビサウ間の共同開発区域における管轄権の行使は、鉱物資源に関してはセネガル法が適用され、漁業資源に関してはギニア - ビサウ法が適用される、として対象となる資源の事項別に異なるものとされた特殊な事例である。したがって、基本的には属人的な観点から管轄権を調整する方法が基本ということが出来るが、南部協定のように、共同開発協定後に特定の小区域の操業管理者として指定された開発権者に属人的に着目して、当該小区域において属地的に当該開発権者の認可国の法令を適用するという折衷的な管轄権の調整方法も考えられる¹¹²。ただし、この方法によると、操業管理者が変更することによって当該小区域の適用法が変更し得るため、

¹⁰⁸ 「これらの諸外国の例から、共同開発の対象海域と、資源・費用の分配方法についての原則を見出すことは困難であり、それぞれが置かれた個別の事情を反映している。個別の事情の考慮に当たっては、権原の有無と境界面定の手法とが同じ問題ではないように、権原の有無と共同開発の資源・費用の分配とが単純な形で結びつくということもないであろう。ただし、特定の海域にどれくらい強い権原を有しているかということは、共同開発の方法にも一定の影響を与えると思われる。」とされる（濱本幸也「大陸棚の共同開発」、p.34）。

¹⁰⁹ この場合、日中大陸棚問題で主たる争点となっている中国による白樺の一方的開発は共同開発の対象から外れることになる。そのなると、後者の問題は生じないことになる。

¹¹⁰ なお、情報開示に関しては、国連海洋法条約 83 条 3 項および 74 条 3 項に基づく誠実交渉義務に説明義務ないし情報開示義務が付随すると考えることもできよう。

¹¹¹ 濱本幸也「大陸棚の共同開発」、p.34。

¹¹² 南部協定 19 条を参照。

2007年度リサーチペーパー（中谷 和弘 教授）

2007.12.21 脱稿

U-Tokyo GraSPP 木花 和仁

法的安定性を欠くとの指摘もある点に、留意する必要がある¹¹³。

¹¹³ 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」, p.214。

6. 結びにかえて

本稿を通じて試みた係争海域における共同開発に関する国際法規範の検討を通じて、いくつかのことが明らかになった。

まず、係争海域において妥当する国際法規範は、合意到達阻害行為抑止義務および誠実交渉義務の2つである。これらの国際法規範に照らして日中大陸棚問題を検討すると、中間線に限りなく近接した地点で行われる中間線を越えて一体化した鉱床の一方的開発を合意到達阻害行為抑止義務違反と解し、あるいは、一方的開発を主たる関連事情として誠実交渉義務違反と解する余地もあり得るものの、いずれも現段階では困難な認定であり、そのような判断にはこれからの国家実行や国際判例の蓄積を待つ必要がある。

また、一方的開発および共同開発の法的効果は、一方的要求の対抗力の問題と捉え直すことが可能であり、係争海域に関する一方的要求は、国際法上の一応の基礎を有する限りにおいて、対抗力をもち得るものの、少なくとも、国際法上の一応の基礎を有する直接的利害関係国の抗議がある場合、対抗力を持たないと考えられる。したがって、日中大陸棚問題において、中国の係争海域に関する一方的要求や一方的開発に対し、直接的利害関係国としての日本にとって抗議のもつ意義は非常に大きい。そして、中間線より中国側の大陸棚および排他的経済水域を放棄したとみなされかねない行為は避ける必要があったと思われる。この教訓は、海域における境界画定の局面のみならず、他の国際関係の諸局面においても重要な示唆を与えるものと思われる。

そして、共同開発は、海域における境界画定が困難な事案において、当事国にとって実現可能性の高い選択肢であると考えられる。日中大陸棚問題においては、尖閣諸島問題という境界画定の前提となる領有権問題が存在することに加え、海域における境界画定原則においても対立が存在しており、共同開発が日中両国にとって極めて実現可能性の高い現実的な選択肢であるように思われる。この点、本稿においては検討することができなかったが、南シナ海におけるスプラトリー諸島（南沙諸島）を中心としたいわゆる南海諸島問題においては、多数の当事国を抱えており、より先鋭な島嶼の領有権問題を抱えていることから、このような考え方はより一層当てはまるように思われる¹¹⁴。

最後に、本稿は、国家責任の文脈で用いられる意味の「第一次規則」としての権利義務の検討に終始し、「第二次規則」としての責任の問題を検討することができなかった。本稿の十分な反省を踏まえ、今後の課題としたい。

¹¹⁴ 陳鴻瑜「南沙諸島問題の解決：『共同開発』方途の研究」、Park Hee Kwon, *The law of the sea and Northeast Asia: a challenge for cooperation* (pp. 89-101)、Zou Keyuan, “Joint Development in the South China Sea: A New Approach”などを参照。

参考文献

- 猪間明俊「東シナ海資源・共同開発が唯一の道——国辱もののデータ提示要求——」『軍縮問題資料』296号（軍縮市民の会・軍縮研究室，2005年7月），pp.42-46
- 猪間明俊「論点 東シナ海ガス田開発問題の焦点 非常識な日本側の要求 中国と共同開発交渉を」『週刊東洋経済』5982号（東洋経済新報社，2005年10月），pp.110-112
- 江藤淳一「海洋境界画定に関する国際判例の動向」『国際問題』第565号（日本国際問題研究所，2007年10月），pp.5-14
- 大沼保昭・編『国際条約集 2007年版』（有斐閣，2007年3月）
- 国際法学会・編『国際関係法辞典 第2版』（三省堂，2005年9月）
- 兼原敦子「日本の大陸棚外側限界の設定をめぐる一考察」『国際問題』第565号（日本国際問題研究所，2007年10月），pp.41-51
- 小平信因「東シナ海の日韓共同開発始動！ ●石油・天然ガス開発 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(53. 6. 21 公布，法律第81号)」『時の法令』1027号（大蔵省印刷局，1979年2月），pp.6-22
- 小寺彰『パラダイム国際法——国際法の基本構成——』（有斐閣，2004年3月）
- 坂田茂「危険はらむ大陸だの石油開発 日韓共同開発に中国が抗議」『エコノミスト』52巻7号（毎日新聞社，1974年2月），pp.46-50
- 坂元茂樹「海洋境界と領土紛争——竹島と尖閣諸島の影——」『国際問題』565号（日本国際問題研究所，2007年10月），pp.15-29
- 佐藤勝，加藤修「日韓大陸棚の共同開発」『立法と調査』（参議院事務局，1978年8月），pp.20-25
- 澤喜四郎「東シナ海のガス田共同開発をめぐる中国の企み」『山口経済学雑誌』55巻3号（山口大学経済学会，2006年9月），pp.61-84
- 島田征夫・構成「特集・資料」『ジュリスト』647号（有斐閣，1977年9月），pp.76-91
- 田中則夫「世界の湖 国際法からみた春暁ガス田開発問題」『世界』742号（岩波書店，2005年8月），pp.20-24
- 陳鴻瑜「南沙諸島問題の解決：『共同開発』方途の研究」『問題と研究』25巻12号（海和書店，1996年9月），pp.78-92
- 中谷和弘「言葉による一方的行為の国際法上の評価（一）～（三・完）」『國家學會雑誌』105巻1・2号（國家學會事務所，1992年），pp.1-61；106巻3・4号（國家學會事務所，1993年），pp.69-124；111巻1・2号（國家學會事務所，1998年），pp.1-59
- 中谷和弘「カスピ海石油パイプライン協定」『ジュリスト』1245号（有斐閣，2003年6

月), pp.147-150

- 中谷和弘「国際法における『境界』の位相」塩川伸明, 中谷和弘・編『法の再構築 国際化と法』(東京大学出版会, 2007年4月), pp.61-82
- 中谷和弘, 植木俊哉, 河野真理子, 森田章夫, 山本良『国際法』(有斐閣, 2006年3月)
- 中村洸「排他的経済水域の法的性質」寺沢一, 内田久司・編『国際法の基本問題』(有斐閣, 1986年2月), pp.137-143
- 西村弓「鉱物資源探査開発に関する沿岸国の権利」『海洋法制研究会報告書 EEZ 内における沿岸国管轄権をめぐる国際法及び国内法上の諸問題』(日本国際問題研究所, 2000年6月), pp.40-52
- 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」『ジュリスト』1321号(有斐閣, 2006年10月), pp.51-58
- 濱本幸也「大陸棚の共同開発」『国際問題』第565号(日本国際問題研究所, 2007年10月), pp.30-40
- 水上千之「大陸棚問題——日韓大陸棚協定を契機として」『ジュリスト』647号(1977年9月, 有斐閣), pp.60-67
- 三好正弘「大陸棚の境界」寺沢一, 内田久司・編『国際法の基本問題』(有斐閣, 1986年2月), pp.151-159
- 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発——東西センターの研究集会の論議を中心として——」『海洋法の歴史と展望』(有斐閣, 1986年9月), pp.181-216
- 三好正弘「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定について」李國卿・編『アジア・太平洋地域の国際関係——政治・経済・文化の研究——』(文眞堂, 1993年3月), pp.183-204
- 三好正弘「大陸棚境界画定準則に関する一考察」林久茂, 山手治之, 香西茂・編『海洋法の新秩序 高林秀雄先生還暦記念』(東信堂, 1993年9月), pp.161-195
- 三好正弘「資源と領土紛争」『国際問題』445号(日本国際問題研究所, 1997年4月), pp.28-37
- 三好正弘「海洋の境界画定」『日本の国際法の100年 国海』(三省堂, 2001年10月), pp.163-187
- 三好正弘「国連海洋法条約体制下の共同開発の再評価」『法學研究』75巻2号(法學研究會, 2002年2月), pp.87-104
- 三好正弘「日中間の排他的経済水域と大陸棚の問題」『海の国際秩序と海洋政策』(東信堂, 2006年11月), pp.257-281
- 村瀬信也「日中大陸棚境界画定問題」『国際問題』565号(日本国際問題研究所, 2007

年 10 月), pp.1-4

- 山本草二「200 海里経済水域」『ジュリスト』647号（有斐閣，1977年9月），pp.36-42
- 山本草二『海洋法』（三省堂，1992年12月）
- 山本草二『国際法〔新版〕』（有斐閣，1994年1月）
- Chidinma Bernadine Okafor, “Joint Development: an Alternative Legal Approach to Oil and Gas Exploitation in the Nigeria-Cameroon Maritime Boundary Dispute?”, *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 21, No. 4 (Graham & Trotman, Martinus Nijhoff Publishers, Dec., 2006), pp. 489-522
- David M. Ong, “South-east Asian Practice on the Joint Development of Offshore Oil and Gas Deposit”, Gerald H. Blake, et al. (ed.), *The Peaceful Management of Transboundary Resources* (Graham & Trotman/ Martinus Nijhoff, 1995), pp. 77-96
- David M. Ong, “The 1979 and 1990 Malaysia-Thailand Joint Development Agreements: A Model for International Legal Co-operation in Common Offshore Petroleum Deposits?”, *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 14, No. 2 (Martinus Nijhoff Publishers, May, 1999), pp. 207-246
- David M. Ong, “Joint Development of Common Offshore Oil and Gas Deposits: ‘Mere’ State Practice or Customary International Law?”, *The American Journal of International Law*, Vol. 93, No. 4 (American Society of International Law, University Microfilms International, Oct., 1999), pp. 771-804
- David M. Ong, “The New Timor Sea Arrangement 2001: Is Joint Development of Common Offshore Oil and Gas Deposits Mandated under International Law?”, *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 17, No.1 (Martinus Nijhoff Publishers, Jan., 2002), pp. 79-122
- Ibrahim F. I. Shihata, William T. Onorato, “The Joint Development of International Petroleum Resources in Undefined and Disputed Areas”, *ICSID Review: Foreign Investment Law Journal*, Vol.11, No.2 (International Centre for Settlement of Investment Disputes, Johns Hopkins University Press, Fall 1996), pp. 299-317
- Ian Townsend-Gault, William G. Stormont, “Offshore Petroleum Joint Development Arrangements: Functional Instrument? Compromise? Obligation?” Gerald H. Blake, et al. (ed.), *The Peaceful Management of Transboundary Resources* (Graham & Trotman/ Martinus Nijhoff, 1995), pp. 51-75
- Kazuhiro Nakatani, “Oil and Gas in the Caspian Sea and International Law”, Nisuke Ando, Edward McWhinney, Rüdiger Wolfrum (ed.), Betsy Baker Röben (assistant

- general editor), *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda*, Vol. 2 (Kluwer Law International, 2002), pp. 1103-1114
- Kwang Lim Koh, 清水章雄・抄訳「地域的国際海底機構による黄海・東シナ海大陸棚共同開発の提案」『国際商事法務』6巻69号（国際商事法研究所，1978年2月），pp.69-74
 - Myron H. Nordquist, Neal R. Grandy, Satya N. Nandan, Shabtai Rosenne (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982: a commentary*, Vol. II (Martinus Nijhoff Publishers, 1993)
 - Park Hee Kwon, *The law of the sea and Northeast Asia: a challenge for cooperation*, (Kluwer Law International, 2000)
 - Rainer Lagoni, “Oil and Gas Deposits across National Frontiers”, *The American Journal of International Law*, Vol. 73, No. 2 (American Society of International Law , University Microfilms International, Apr., 1979), pp. 215-243
 - Rainer Lagoni, “Interim Measures pending Maritime Delimitation Agreements”, *American Journal of International Law*, Vol. 78, No.2 (American Society of International Law , University Microfilms International, 1984), pp. 345-268
 - Robin R. Churchill, Geir Ulfstein, *Marine Management in Disputed Areas: The Case of the Barents Sea* (Routledge, 1992)
 - Robin R. Churchill, A.V. Lowe, *The law of the sea*, 3rd edition (Juris Publishing, Manchester University Press, 1999)
 - Rodman R. Bundy, “Natural Resource Development (Oil and Gas) and Boundary Disputes”, Gerald H. Blake, et al. (ed.), *The Peaceful Management of Transboundary Resources* (Graham & Trotman/ Martinus Nijhoff, 1995), pp. 23-40
 - William T. Onorato, “Apportionment of an International Common Petroleum Deposit”, *The International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 17 (The British Institute of International and Comparative Law, 1968), pp. 85-102
 - William T. Onorato, “Apportionment of an International Common Petroleum Deposit”, *The International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 26, No. 2 (The British Institute of International and Comparative Law, Apr., 1977), pp. 324-337
 - Zou Keyuan, “Joint Development in the South China Sea: A New Approach”, *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 21, No. 1 (Martinus Nijhoff Publishers ,2006) , pp. 83-109